

# 福祉文教委員会会議録

令和3年8月5日(木)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 16:14

## 【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

### ○子育て支援課長

「児童虐待防止に向けた取り組みについて」、資料のご説明をいたします。資料の1ページをごらんください。子育て支援課では、飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画に沿って、さまざまな取り組みを行っております。

まず、子どもへの虐待の早期発見、早期対応のため、要保護児童連絡協議会や家庭児童相談室を設置し、要保護児童などに対する適切な支援を行うとともに、相談体制の充実を図っております。また、「赤ちゃんすくすく元気訪問」事業として、生後4カ月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供や養育状況の把握などを行っております。子育て世帯への援助、支援としましては、市内に5カ所の子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談や育児講座を実施しております。また、DV被害を受けている母子などを保護するため、当該母子を母子生活支援施設へ入所させることにより、自立促進のための生活を支援する業務を行っております。そのほか、保育所や認定こども園などを対象に虐待対応についての研修会の実施や、子育て応援情報誌や子育てガイドブックを発行し、児童虐待防止に関する情報や相談窓口などを広く市民の皆様に周知させていただいております。

次に、3ページをお願いいたします。本市の家庭児童相談室について、ご説明いたします。家庭児童相談室では、家庭児童相談員や母子父子自立支援員などを配置し、各相談事業を行っております。また、県の児童相談所と連携し、虐待が起こる可能性のある家庭の見守りを行っております。家庭児童相談員は国の定めた家庭児童相談室設置運営要綱に準じて教員免許等の資格を有しており、そのほかの支援員などを含め、家庭児童相談室の職員は全員、福岡県の実施する児童相談関係職員研修を受講しております。

次に、4ページをお願いいたします。この虐待相談内訳につきましては、令和3年3月議会において「令和元年度児童虐待に関する状況の報告書」のうち、第2章、児童虐待件数で報告させていただきました、本市の家庭児童相談室で受けた児童虐待に関する相談について、令和2年度の件数を集計したものでございます。この表では、実件数として、虐待が行われているとされた世帯数を、実人数として、その対象となった児童の数を挙げております。令和2年度の件数で申し上げますと、虐待ケースとして支援を行ってきた世帯は51世帯で、その世帯に属する児童の人数は95人ということになります。児童虐待の定義につきましては、児童虐待の防止等に関する法律第2条において、次のように定められております。「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行

為をさせること。3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」この1号から4号は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と言われており、本市においては①の内容別内訳のとおり、性的虐待の件数は0となっております。身体的虐待が最も多く、次にネグレクトの件数が多い傾向がございます。

次に、虐待の通告があった経路別内訳でございますが、表のとおり、学校からの通告が最も多く、次に保育施設からの通告が多い状況でございますが、令和元年度は近隣住民や知人からの通告が実件数では2番目に多い結果となっております、児童虐待については、社会的にも皆様からの強い関心を持っていただいているものと考えております。

次に、虐待を受けた児童の年齢別の内訳でございますが、小学生の数が一番多くなっております。このことにつきましては、年齢区分が7歳から12歳と幅が広いことを考えますと、就学前の4歳から6歳の児童の割合が高いことがうかがえます。

次に、主たる虐待者別の内訳でございますが、実母が最も多い状況となっております。実母が最も子どもと接する時間が長いであろうということを考えると、このような結果となるのではないかと推察されます。

最後に、年度末の世帯の状況ですが、継続して支援を行っている世帯が半数以上となっております、虐待につきましては、すぐに解決できるものではなく、長い時間、かかわっていく必要性を感じているところでございます。なお、今回計上している相談件数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本市の家庭児童相談室で実際に支援を行ってきた世帯の件数であり、本市の要保護児童連絡協議会の登録ケースに含まれておりますが、要保護児童連絡協議会登録ケースにつきましては、そのほか、県の児童相談所が主たる支援機関として登録しているケースなどがあり、現在、その集計方法を見直しているところでございます。次回の委員会の際には、要保護児童連絡協議会での登録ケースについてもご報告ができればと考えております。以上で、本市における児童虐待防止にかかる取り組みについての資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

何点か、ちょっとご質問したいのですが、まず、（1）の分ですけれども、要保護児童連絡協議会の設置ということで、わかりました。会議、それぞれ代表者会議とか、部会とか、実務者会議ということを年に数回されるわけですけども、会議のメンバー構成とか、代表者会議の基準になるメンバーとか、部会、それから実務者会議の会議メンバーの構成と人数かな、わからないので教えていただけたら助かります。

時間がかかるなら、また後でも結構ですので、よろしく申し上げます。2点目いきます。次の（4）の保育・教育部門における研修の関係なんですけれども、研修をされるのはいいことだというふうに思いますが、それぞれ保育所や幼稚園、認定こども園対象研修会の実施ですか、年に1回ということなんです、これは園長さんとか代表者だけを集めて研修をするということの理解でいいのか、それとも、それぞれ保育士とか、そういう職員の方の研修を含めてやるとなると、年に1回では間に合わないと思うのですが、この研修を受ける対象の方というのは、どういうふうに理解をされているのか、よろしく申し上げます。

○子育て支援課長

研修につきましては、各園からの代表者の方に参加していただくような形で行っており、その出席された方から、またそれぞれの保育施設において研修内容を広めていただくというような形で行っているものでございます。

○田中武委員

はい、わかりました。代表者の方にそれぞれ研修会で研修を受けていただいて、各事業所とか現場で、保育所なり、こども園なりで、またその方が職員に対して研修を行うということですね。そうしたら、その報告とかいうのは、市はもらったりするんですか。うちの園は何月何日に対象者何人でしたよとかいう報告は、あげていただくような経過というのはあるんですか。

○子育て支援課長

確認はさせていただきます。行った際に報告を出していただくことはありませんが、年に1回、どのような状況ですかということで、各園に状況を確認させていただきます。

○田中武委員

ありがとうございます。せっかくいい研修をするんだから、持ち帰っていただいて、各現場でも研修をして、多分、現場で研修1回では、職員みんなにはならないと思うので、1回ではなくて、夏とか冬とか、年に2回ぐらいするとか、そういうのをぜひやっていただくと、もっときちんとするのではないかなと思うので、要望しておきます。

○子育て支援課長

すみません、最初のご質問について、代表者会議のメンバーですけれども、代表者会議につきましては、19名の方で構成しております。所属の機関、団体名等で所属されてある代表者のご説明をしますと、一般社団法人飯塚医師会、民生委員児童委員協議会、福岡県弁護士会、福岡法務局飯塚支局、飯塚警察署、飯塚少年サポートセンター、福岡県立大学、福岡県筑豊教育事務所、飯塚市小学校校長会、飯塚市中学校校長会、飯塚市教育委員会、飯塚病院、飯塚市保育協会、福岡県田川児童相談所、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、飯塚市保健センター、飯塚市福祉事務所として社会・障がい者福祉課長、生活支援課長、子育て支援課長が代表者会議のメンバーとなっております。また、部会につきましては13名の委員から構成されており、先ほどの代表者会議のメンバーとかぶりますけれども、飯塚医師会、民生委員児童委員協議会、福岡県弁護士会、飯塚警察署、福岡県立大学、飯塚病院、飯塚市保育協会、福岡県田川児童相談所、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、飯塚市教育委員会、飯塚市保健センター、生活支援課長及び子育て支援課長となっております。また、実務者会議につきましては、飯塚警察署、飯塚病院、田川児童相談所、飯塚市教育委員会、保健センター、生活支援課、子育て支援課の7団体で構成されております。

○田中武委員

結構、メンバー多いですね。代表者会議で、そのメンバーで一定の取り組みの方向性なり、基本方針をちゃんと会議をして、今度は部会というので、この部会というのは結局、専門部会みたいなものだろうと思うのですが、何部会かあるんですか。これ1つしか書いてないけど。何とか部会とか、環境部会とか、いろいろあると思うのですが、部会というのはそういうことで理解していいんですか。

○子育て支援課長

部会につきましては、1つでございます。

○田中武委員

部会は1つ。基本方針がつけられたら、何かこう、環境に関する部会とか、教育に関する部会とか、部会とは多分、専門部の部会だと思うので、もう少しこう細かく部会を、問題に応じてセッティングをしながら、各専門の方に部会でしっかり議論していただいて、そのことをも

って今度は実務者、今度は実際に動く方に周知徹底をするというパターンが理想ではないかと僕は思うんだけど、検討してみてください。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まず、資料の要求をしたいと思います。年次行動計画と先ほどお話がありました。令和3年度の年次行動計画、あわせて早期発見対応指針、それと保護支援指針について、まず資料として提出ください。まずその3点からお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があつております資料は、提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載していますので、ごらんください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まず3点の資料ありがとうございます。あと続きまして、厚生労働省が市町村虐待対応窓口等に関して状況調査を行っています。厚労省のページで言うと、ホームから政策について、分野別の政策一覧、子ども・子育てに入って、子ども・子育てで支援、児童虐待防止に行つて、その後で、その下に出てくるんですけど、これは市町村の虐待担当窓口とかに関して、どんな状況か調査してあるんですね。これで、ずらっと19年から30年まで資料が出ているんですけど、この部分に関して、直近の状況がどうであるか、それについての資料の提出を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があつております資料は、提出できますでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があつております資料は、提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

提出できますけれども、しばらくお時間をいただきたいと思います。準備しております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に提出を求めますけれども、少し時間がかかりますので、後ほど、サイドブックのほうに掲載させていただきます。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

では、出していただいた資料のほうから、まずやりたいと思います。まず、3年度の年次行動計画を出していただきました。2年度の年次行動計画については、以前、委員会のほうに提出されているようであります。3年度の年次行動計画と2年度の年次行動計画、違う点についてご案内いただけますか。

○子育て支援課長

基本的には計画につきましては大きく変更はあっておりませんが、計画の中で追加されたものとして、子どもへの虐待の早期発見・早期対応の箇所「DV等被害者に対する支援」を新たに追加させていただいております。また、計画の中で、支援者の育成の5番目、支援者の育成の欄に、以前はまちづくり推進課が所管課となっておりますが、子育て支援課が追加されております。これは見守り活動の実施につきましては、子育て支援課との連携が必要であるということ追加されたものでございます。

○江口委員

今のは3ページが一番下、「DV等被害者に対する支援」が加わった。それとあと一つが、7ページの支援者の育成に関して、子育て支援課が加わった、この2点ということによろしいですね。この年次行動計画に関しては、その2点が変わったというんだけど、やはりもう少し詳細がわからないと、現実に妥当なのかどうか、わからないと思うんです。先ほど要対協に関して質疑がありましたけれど、ここにも載っているのは、適切な支援を行います。代表者会議が年2回やって、部会が年2回やって、実務者会議が年8回やっている、ここだけしか載っていない。それぞれの年次行動計画に基づいてやるわけですよ。そしてそれが、多分、年次報告書に反映されてくるとは思うのですが、ところが年次報告書を見ても、そこら辺が、どのようになされているかというのが、リンクはしてないですよ。年次報告書、3月議会のほうに報告があったわけなんですけれど、ここも要対協で書いてあるのは今ぐらいのところ、構成メンバーも入ってなかったりするんですね。そういった部分をあわせて、次回以降でいいので、もう少し詳細にわたって、それぞれでどんなことをやっていて、参加者がどのぐらいいたとか、例えば講演会をやるんだったら、こんな講演をやったんだとかいう分を出していただきたいと思いますが、それについては、ご準備いただけますか。

○子育て支援課長

報告書の内容につきましては、さきの3月の議会のほうでも申し上げておりますが、内容につきまして見直しを行っていきたいと考えていたところでございますので、今の委員の意見を取り入れたところで、検討を行っていきたいと考えております。

○江口委員

現実に、年次報告としてまとまらなくてもいいんだけど、私どもが審査する中でも、それぞれがどうやってやっておられるのかに関しては、詳細にやっぱり見せていただかないと、こうすべきではないのかというお話ができないので、ぜひその点、次回の委員会で結構ですので、次回というと、10月以降の委員会になるかと思いますが、そちらのときに提出していただけるようにご用意いただけますか。

○子育て支援課長

はい、対応させていただきたいと考えます。

○江口委員

ありがとうございます。次に、保護及び支援を行うための指針についても提出いただきました。これを見る限りでは、8ページあるはあるんだけど、非常に、言葉悪く言うと、大ざっぱな支援のように、支援というか指針のように思えるわけです。まず、保護をどのようになったときに、保護を、一時保護だったりとか、そういった形になるのか。保護と支援はやっぱり別ですよ。どのようになったら、この子どもに関しては保護が妥当であるというふう判断

するのか、その点については、この部分を読み込む限りでは読めないのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○子育て支援課長

一時保護等の判断につきましては、最終的には児童相談所のほうが行われております。そのために、市としては要対協のほうでアセスメントシートを活用して、その緊急度を検討して、その結果、緊急性があると考えた場合には児相に報告をして、児相の判断を仰ぐというような流れになっております。

○江口委員

その緊急度が、こういう状況だから緊急なんだと判断するわけですよね。そのための指針が、この保護支援指針、保護及び支援を行うための指針のはずなんです。22条にそうやって書いてありますよね。「市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。」なおさらのこと、それがどういった状況になったら、そうなるのかというやつに関して、関係機関、2項では、関係機関に、こうやってやるんだよというやつを、しっかり知っていただくためにつくるわけでしょう。そうすると、そう考えると、ここの部分では、この保護支援指針では、保護のほうが妥当であると、当然のことながら、最終判断は児相がやる形になるんですけど、児相に、いや、これちょっと厳しいよと、保護してくださいという話をしなくてはいけないわけでしょう。それに関しては書かれていないと思うんだけど、ここの部分に関しては修正する必要があると思っています。その点いかがですか。

○子育て支援課長

ご意見ありがとうございます。指針につきましても、令和2年に初めて作成されたものであり、見直しを行っていきたいと思います。

○江口委員

ぜひ、しっかり見直しをして、早急に見直しをしていただきたいと思っています。あと、これはもう一つ、保護の分だけではなくて、やっぱり支援を行うための指針なんです。その支援に関して、この中でうたっている具体的な支援とは、何がございませうか。

○子育て支援課長

支援につきましては、在宅で支援を行う状況等を判断し、地域社会との連携、また子どもや保護者に対してのそれぞれの、どういったところを気をつけるのかなどというようなことを指針のほうでは書いております。

○江口委員

実際にここで書かれているのは、大きい項目の5の中で、相談支援とあるんですよね。支援の形態、大きい数字の1、2、3、4というところで、最初趣旨があって、保護及び支援の目標がある。そして支援方針とあって、そして支援の形態とある。その次に、相談支援とあるわけですね。そしてもう関係機関・関係者の役割とっちゃうんですね。どうも読んでいる限りでは、相談支援はあるんだけど、それ以外に関しては、果たしてどうなんだろうという気がしてくるんです。その部分に関して何らかの具体的な、こういった支援をやるんだというところについては、この支援指針ではどうなっています。

○子育て支援課長

支援につきましては、確かに委員おっしゃるとおり、相談支援につきましては、詳しく1項目をとって書かれておりますが、そのほかの支援につきましては、支援の形態というところで、在宅で支援を行う場合の要点だけを述べているだけで、詳しい個別の支援の方法等につきましては、この指針には書かれていない状況でございます。

相談支援の後半のほうになりますけれども、虐待の原因とその対応例としては、①から⑤まで、こういう支援の仕方があるんだということで、例えば具体的に、「①生活に余裕がなかつ

たり、子育ての経験が乏しかったりすることから、子どもへのかかわりに負担を感じている場合」には、「子育て支援センターなどにより、子ども本来の姿や子育ての具体的なことについて基本的知識を伝えていく」など、具体的な例を挙げているのは、この部分になるかと思えます。

○江口委員

資料について用意できているのであれば、ぜひあわせて見ていきたいのですが、できましたか。

○委員長

先ほど要求のありました資料が準備できましたので、サイドブックに掲載しております。ごらんください。

○江口委員

ちょっと、いただいた資料は読み込まないとわからないので、まずこの保護及び支援に対する指針に関して、支援に関しては、ある意味、例えば6ページで、関係機関・関係者の役割というところがありますよね。その中で、例えば、ごめんなさい、5ページの子育て支援課、家庭児童相談室の中では、保育所への入所、母子生活支援施設の入所等、これも支援なんです。また、生活支援課の中では、生活保護の給付であったりとか、障がい者サービスとか、必要な福祉サービスとかあったりはします。そういった部分に関しては、こんなことをやっているとかいうのを、まとめたような資料とかはありますか。

○子育て支援課長

個別のケースに関して、支援の台帳等は持っておりますけれども、それを集計したようなものはつくっておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

何度もすみません、1つだけ。ちょっと今、資料要求も含めてあったので、本当は事前に言っといたらよかったんですが、3の虐待内容別の内訳表がありますよね。多分、虐待の定義の4つの分だと思うのですが、それぞれ身体的虐待とか、性的とか、それぞれで世帯数なり人数が書いてあると思うのですが、もうちょっと詳しく、この令和2年度でもいいですけど、身体的な虐待というのはいろんなケースがありますよね。殴るとか蹴るとかですね。そういうのがちょっと細かく分かるような、次回でもいいですけど、資料を出していただければ非常に助かります。性的虐待はゼロだからないんでしょうけれど、ネグレクトとか言ったら閉じ込めるとか食事を与えないとかいうパターンがあったんだろうと思うんですけど、これでは、なかなかネグレストと言っても、個別的なことはちょっと見えないので、そういうのがもし次回出せるのであれば、出していただけると非常に助かるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次回のときに資料を出していただひたい。きょうはいいですけど。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま田中武春委員から要求があつております資料は、提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

はい、次回までに準備させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま田中武春委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。次回の委員会で資料の提出をよろしくお願ひいたします。ほかに質

疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、先ほど委員会に対する資料の提出と、その説明がありました。虐待防止対策に市がどのように取り組んでいるのかということ。それから、本市においてどのように虐待事案を捕捉し、対応しているかということだったんですけども、最初に、この虐待事案の発生状況について、市としてどういう認識を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○子育て支援課長

児童の虐待につきましては、全国的にもその件数が増加している状況がございます。これにつきましては、実際に虐待がふえているということもございますし、今現在、通告の義務というものが国のほうで定められましたので、学校、保育施設、あと気づいた人間は、そのことについて報告しなければならない、通告をしなければならないということで、通告がふえたということも増加の原因にはなっているとは思いますが、件数的には増加しているのが現状だと思います。それは飯塚市においても同じでございます。また、ケースの年間の最後の状況の、先ほど申しましたけれど、支援の継続が必要な世帯というものが半数を占めるということは、児童虐待のあっている世帯につきましては、すぐ解決できるものではなく、長い時間をかけて一緒に支援を行っていく必要があるものと考えております。

○川上委員

虐待は、現実には起きている虐待がふえているのではないかと。また、それとは別に、ふえている虐待の現実を我々が捉える、いろんな手だてをとっているんで、捉える件数もふえているということなんですね。そうすると、その中でちょっとお聞きし、ちょっと横道に行くわけではないけれども、先ほど説明がありました資料で、解決に至らずに継続しているというのが、平成30年、令和元年、令和2年と、74人、84人、68人とありますけれども、この中には同一の子どもさん、事案があるのではないかと思いますけれど、その状況はわかりますか。

○子育て支援課長

申しわけありません。この集計の方法、ちょっと見えにくいかと思いますけれども、継続した世帯は、翌年度の支援を行った世帯の中に含まれておりますので、同一のお子さんが含まれているものと考えます。

○川上委員

例えばですけども、平成30年に74人問題があつて捕捉できて、解決できずに継続が74人なんですね。もし、その継続が、次のどこかで解決できない場合、そういう子どもの場合は、3年間虐待が続いているということになりますよね。そうなりますか。

○子育て支援課長

こちらにつきましては、相談とか家庭児童相談室が支援を行ってきた世帯の件数を挙げておりますので、虐待が引き続き行われているということではなく、虐待が行われていないか見守りを行っているということで、声かけをしたり、2カ月とか3カ月おきに声をかけたりとか、そういったことを行っている世帯を、継続して行っているものを挙げていますので、虐待の心配があるのではないかとというようなお家に関して継続をしているというふうに認識をしていただければと思います。

○川上委員

その子が、監護を受けるべき相手から虐待を受けている、あるいはいつ受けるかわからないという状態を、何年もというのはあり得ないと思うんだけど、そういう環境にある子どもの把握というのは何人とか、どの子とかいうことはできているわけですか。

○子育て支援課長

各ケースごとに台帳をつくっておりますので、その一人のお子さんに対して、ずっと継続し

た支援の状況はわかるようになっております。

○川上委員

それは何世帯で何人ぐらいになりますか。

○子育て支援課長

申しわけありません。そういった観点からの集計をしたことがございませんので、台帳を拾っていけば人数は把握できるかと思えますけれど、今すぐの答えが難しいです。

○川上委員

我々とは言うべきか、飯塚市とは言うべきか、そういう非常に危険な状態にある、人間が人間として生きることを認められない環境にあるわけでしょう。その子どもが誰で、何人いてというのは、我々は確実に把握しておく必要があると思うんですよね。それはまた今度教えてください。

それで、そういう継続性の中、あるいは突発的な中で死に至ることがあるわけですね。亡くなる、殺される。それで、3児童の死亡事例について、非公開で検証委員会が行われております。7月8日にあったと思えますけれども、どのような検証角度で、どのような流れで考えて検証していこうと思っているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

先ほど委員がおっしゃいましたとおり、7月8日に3回目の委員会が行われております。予定どおり、その際には、既に公表しておりますけれど、各関係機関、家族とかかわりのあった関係機関へのヒアリングを行ったものでございます。検証委員会においては、そのようなかわり方を検証することによって、市が行うべきこと、足りなかったものはなかったのか、気づくところがなかったのか、そういったところを検証していただき、今後、その結果をもとに飯塚市がどのような体制をとっていったらいいのか。そういった体制、または視点等、そういったものを見直すための検証委員会だと考えております。

○川上委員

検証するには、基準ないし視点を正確に定めておく必要があると思うんだけど、それは3点あるとか、4点あるとか、5点だとか、そういうことがなければ、真理には接近しにくいと思うわけです。ですから、今答弁があった何か概念的なことはわかるけれども、検証の視点あるいは基準というのはないですか。そこを聞きたいわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

検証委員会におきましては、転入元との情報共有は十分であったのか。転入後の見守り支援は適切であったのか。男児9歳児の死亡直前の対応は適切であったのか。父親と音信不通となった後の対応は適切であったのか。このような事件を繰り返さないためには、どのような支援や体制が今後必要であるか。このような視点で検証を行っていただいております。

○川上委員

この検証委員会については、外部検証の性格を持つというふうに言われておって、また、半分はそういう性質の構成になっています。一方で、もともとこれは国の指示、通達による死亡事案、事例が出た場合の検証として内部検証することができるということで、内部検証ですよというふうにもなっている。この外部検証という性格と内部検証という性格を一緒にしていることによって、それぞれの性質を持つ検証が成功しないのではないかという心配をしたわけです。今おっしゃった、答弁があった基準というか、この点をという点について、今言った矛盾

の中で、真に検証できていくのかという心配もあります。これを少なくとも保障しようとすれば、この検証はいろんな角度から市民が参加できる形で行わなくてはならないのではないかと、いうふうに思うわけです。ところが、この検証委員会は非公開ということになっていますよね。どうして非公開になっておるのか、理由をお尋ねします。

○子育て支援課長

審議会等の会議は原則公開するものとされておりますが、飯塚市審議会等の会議の公開に関する要領の公開の基準として、飯塚市情報公開条例第8号各号に定める適用除外情報を含む内容について審議を行う場合は、公開しないことができるものとされております。情報公開条例解釈運用基準では、心身の状況に関するものや、個人の生活に関するもの、家族状況や生活保護受給の有無、各種相談などの内容など、個人のプライバシーにかかわるものは非公開とされております。本検証委員会では、この個人のプライバシーに関することが会議の内容に含まれるため非公開としたものでございます。

○川上委員

私がこれを尋ねる理由は、先ほど既に述べましたけれども、情報公開条例第16条の中で、今答弁があったようなところにたどり着く道筋もあります。しかし、最初から最後まで非公開という理由がわかりません。今言われた第8条3号の各号というわけでしょう。であれば、それにかかわらない審査も、直接かかわらない審査のときがあるはずなんです。だから、どうしても適用除外にかかわるときは、非公開を宣言して、秘密会でその間だけするということはあり得ると思うんだけど、なぜ最初から最後まで全面的に非公開でいくのか、そこがわからない。部分的な非公開ということで、できるだけ、この検証に市民がそういう形で参画できるようにする必要があるのではないかと、いうふうに思うのですが、どうですかね。

○子育て支援課長

今回の検証につきましては、専門的見地からの検証が必要と考えたことがございます。また、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程におきまして、委員の公募の欄には、「積極的に公募による委員を選任するものとする。ただし、次の各号に掲げる審議会等については、この限りではない。」として、「専門的な知識や経験等を要する場合」、「特定の個人や団体等に関する内容を扱う場合」、「委員を迅速に選任する必要がある場合」、このような場合については、公募による委員を選定しなくてもよいというふうになっておりますので、会議の目的等も踏まえて、公募をしなかったものでございます。

○川上委員

質問には答えてないでしょう。全面的に非公開にしなければならない理由がわからないというふうに思うわけです。少しだけそれるかもしれませんが、情報公開にかかわることですね。上下水道事業経営審議会は、事務局である企業局、企業管理課が、審議会に対して非公開を提案して、審議会はそれを受け入れて非公開にしたんだけど、これはどこを非公開にするかという、どこということではなくて、答申が出るまでということ全面非公開にしたんです。これは、条例の8条をもってしても適用除外に該当しない。これを一つの材料にして、水道料金改定についての関係答申書、諮問書、会議録の請求に対して、会議録と答申書に対して、部分開示をしたことについては正しくなかったと、全面公開すべきであったという情報公開審査会の答申が出て、企業局はその審査請求に対する裁定措置をとりましたよ。だから、内部検証であれば、非公開ということになるかもしれないけど、外部検証なんでしょう、半分は。法律の形から言えば、これは外部検証になっていますので、市長の諮問機関になっているでしょう。条例の第16条該当なんです。ここに、ここから大事なんです。この内部検証と外部検証の性質を持つんだけど、その事務局が検証対象である飯塚市の子育て支援課というわけですよ。だから検証対象が事務局を担って、あなた方の説明では不正なことはありません、公正を失うことはありませんというふうに言っているし、それは当たり前だと思うけれど、現実、見

てみたら第一報として、全面非公開をこの検証委員会がとっていることを考えると、もう既に公正さというのが侵され始めているのではないかという心配をするわけです。これは指摘をしておきたいと思います。

そこで、虐待なんですけれど、子どもの虐待、児童の虐待ということですから、虐待の最大のもは戦争ですよね。アジア太平洋戦争が終わって、日本国憲法がつくられて、1951年に児童憲章が制定されましたよね。5月5日です。後にこどもの日になるもの。この中で、児童は、その前があるんだ。「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」としているわけです。これは内閣総理大臣が任命して招集した国民各層、各界の代表で構成された児童憲章制定会議によってつくられていくんですけど、主文というか、主文と言っていいと思うんですけど、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」これらは、以下の12項目あるわけですけども、子どもの権利として位置づけられていくわけですね。その前の憲法と全く変わって、13条で、「個人の尊重、幸福権の追求」というのが位置づけられるでしょう。この12項目ありますけれど、子どもの権利を保障することが、子どもに対する国やその他の権力を持つ者の虐待、それから、今議論している監護すべき者からの虐待を許さないということになっていくんですけど、12のうち10番目に、「すべての児童は虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。」ということになっているんですけど、この精神と、今、市が子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけている虐待対策、防止対策と、どこのところで重なっているのかと、ちょっと考えるわけですけど、この児童憲章との関係で考えたことはありますか。

○子育て支援課長

児童憲章との関係ということではなく、飯塚市の子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの権利として、当然この児童憲章も含めた上で成り立っているものだと考えております。

○川上委員

飯塚市の児童虐待防止の事業は、今言った第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画によって、今進められているんですけど、1989年に国連の児童の権利に関する条約、子どもの権利に関する条約が締結され、我が国は1994年になって、ようやく批准したんですよ。批准しました。ところが先ほど言ったような子どもの権利が、日本においては批准しているけれども著しく劣っているということで、勧告を何度も受けて、受け続けてきているわけですよ。こうした中で、虐待問題も既に広がっていたか、拡大しているか、それと後の捕捉が、事例の発見、相談がふえていって大きな問題となっていく中で、捉え直しというのが始まっていきます。この第2期計画の中で、虐待防止対策も入っていくんですけど、これは何カ年計画ですか。

○子育て支援課長

5年間でございます。

○川上委員

今年が2年目と。それでちょっと遡るけれど、第1期計画というのがありますよね。この中では、虐待防止というのは、どういう位置づけになっていたんですか。今と同じ位置づけですか。

○子育て支援課長

変わっていないものと考えます。

○川上委員

2015年から5カ年計画だったんですかね。このときの仕事で成果と不十分あるいは今後の課題としたのは、端的に言ったらどういった点がありますか、わかりますか。

○子育て支援課長

申しわけありません。虐待個別について、計画のときにどういった意見が出たのかは、今現在、把握しておりません。

○川上委員

第1期のときの5年間に、監護を受けるべき者から、子ども、児童が、どれだけの虐待を受けて、心と体にどれだけの傷を負い、そして今どういう生活になっているのか、これがあるはずなんです。今回の3児童死亡事例というのは、一つの角度としては、第1期計画に基づく対策が成功していなかった、あるいは成功していない部分で重大な事態が起きたという捉え方も必要だと思うわけです。先ほど答弁の中で、継続的に虐待を受けている児童、子どもの人数とか、どの子がということ把握できていないという、調べればわかりますということでは、やっぱり計画は計画でしかない。だから、この間の太い流れの中で、子どもの権利と虐待というものを、子どもの権利という枠の中で虐待問題も、子どもの立場から言えば、捉えていくのが大事ではないかと思うけれど、福祉部長、どう思われますか。

○福祉部長

質問委員言われますように、確かに子どもの権利、人権、これが一番重要なものであると考えております。この権利を守るため、虐待の防止に力を入れていくべきことであるというふうに考えておりますので、まず、しっかりした人権意識を皆さんに持っていただきながら、子どもの虐待がなくなるように、しっかり努めてまいりたい、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

子どもを監護する立場にある人に対して、子どもを虐待したらだめですよということは大事ですよ。しかし行政として、市の事業としてすべきことは、もっと深いところにあるでしょうということを知ったかっただけですけど。

そこで、第1期の総括、第2期への展開というのを正確に捉えていく必要があると思うけれど、検証委員会の事務局を担う観点からも必要だと思うけれど、1期、2期の間に、子どもを取り巻く環境というのが大きく変わってきて、大人の体と心と経済と、そういう全体的なことも虐待に影響を与えるわけでしょう。今進めようとしている第2期計画は、昨年3月の策定なんです。ですから、この中にはインフルエンザの予防接種だとか、衛生のことなどは、公衆衛生のことなどは書いてあるけれども、コロナのことは一言もないわけですよ。これから一定の期間、コロナ禍との戦い、この中で子どもの大事な時代を過ごしていかなくてはならない。あるいはもう既に1年半過ごしてきた子どもたちがいるわけだけども、この事業計画について、その視点で、どこを強化しているとかいうことがありますか。

○子育て支援課長

子ども・子育て支援事業計画につきましては、来年度に中間見直しを行う予定となっておりますので、コロナや虐待に関して必要な事項については、さらに検討を行っていきたいと考えております。

○川上委員

1万4千人、1日で感染、そして筑穂保育所とか、それまでもそうだけれど、学校でもデルタ型に、強毒というのか強力というのか、そういう状況になって、感染状況を見ても10代とか出てきているわけでしょう。それで、来年の見直しに向けて検討を始めたということでしたかね。どういった検討を始めたんですか。

○子育て支援課長

来年が中間見直しの年でございますので、検討をすると申し上げました。

○川上委員

それはコロナにかかわらず検討するようになっているわけでしょう、見直しを。コロナにかかわって、虐待にかかわって、今、子どもたちのところに何が起きているのか、また起きよう

としているのか。監護する立場にある人に対しても同じように、今見ておく、急いで見ないといけない現実が、実は家庭児童相談員が直面していたり、保育所の保育士が直面したり、またあなた方自身も具体的な個別的な事例で直面しているでしょう。この現実を、どう変えていくかというか、子どもを守っていくかという角度の検討というのは、まだしていませんか。

○子育て支援課長

虐待につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で、具体的に結びつけてあることはございませんけれども、計画の見直し等につきましては、現状を踏まえて必要なこと、計画の見直しが必要になるようなものがあれば、見直しを行っていくようなことになると考えております。

○川上委員

先ほどサイドブックスに出たのがあったでしょう。5ページですよ。虐待の年齢別に言うと、コロナの時代に入ってから、0歳から3歳までが8人、4歳から6歳までが33人、7歳から12歳前まで、小学生ですよ、34人、13歳以上、中学生以上、20人で95人の子どもたちが虐待を受けているんですよ。コロナの時代ですよ。1人がどうかというのがあるかもしれませんが、評価としてはね。この95人は、基本的にコロナの時代で監護してもらえない相手から虐待を受けたんですよ。これについて、今、何らの知見というか、問題意識もないわけですかね。

○子育て支援課長

この95名の児童につきましては、先ほども申し上げましたが、今現在、虐待が行われているということではなく、行われていたような家庭で、見守りが必要な家庭に、その後、虐待が行われていないかなどの支援を行うために見守りを行っている子どもの数でございます。と言って、虐待されている子どもがいないわけではございませんので、この現状がある限り、市としても、この虐待を減らすために、できる限りのことはやっていかなければならないとは考えております。

○川上委員

副市長ね、そういう抽象的、今のも大事ですよ、頑張りますという決意表明だから。だけど、具体的に95人の子どもについて相談があって、今も、終わっている人もいるかもしれないけど、見守ってきたというわけでしょう。コロナの時代じゃないですかということを行っているわけですよ。だから、今までのさまざまな要因があるでしょう。これに加えて、人類が初めて、ペストとか過去にはあるけれど、これほど大規模な形で深刻なパンデミックの時代に入っているわけでしょう。国際的な問題ではあるけれども、我々は飯塚で頑張らなくてはいけないわけだから、その一部としてね。そしたら、頑張りますなら、それはいいけど、それ以上のことは今はないということですかね。95人の子どもたちの検証。

○福祉部長

確かに、コロナ禍において虐待がふえたという話もございます。実際のところ、私たちがこの虐待の数とコロナの関係を、因果関係を結びつけていないのも事実でございます。今後、この虐待の数等につきましては、コロナとどのような関係があるかをしっかり分析していきながら、それに対する対応をとっていきたいというふうに考えます。

○久世副市長

ただいま質問委員おっしゃいますように、このコロナ禍、この特殊な時代の中で、こういった虐待の事実があるということも事実でございます。先ほど課長のほうが、自分自身の今後の取り組み方を答弁したわけでございますが、その前段で、各ケースを台帳をもって全て管理しておるといふふうに答弁させていただいておりました。今、福祉部長も言いましたように、この時代だからこそ起きているような、いわゆる今まで我々が経験したことのないようないろんなケースが起こっているんだろうと思います。そういった部分を、それぞれのケースをやはり詳

細に分析し、そして一つの教訓として、新たに我々のこの施策のほうに反映させていただくということは、非常に重要だと思っておりますので、担当部局ともその分、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

今、私たち大人という表現がいいのか、行政と議会ということもありますけど、大人が子どもたちをどのように愛していったらいいのか、その力は我々にあるのか、部長が言うように、心はあっても力はあるのか。力がないんだったら力を出さなきゃいかんでしょう。知恵もいるけど。きょうは、市長は何の公務かお話にならないけれど、きのうは朝の6時から頑張っていたね、おとといか。何の公務かな、子どもの虐待問題を委員会が審査するのに欠席するというのは。だから大人が、特に議会と行政は責任があるわけだから、予算もつくりことができるし、手だてをとることができるでしょう。ここに市長がいないとかいうのは、普通あり得ないと思うけど。

それで、昼からになるかもしれませんが、この事業計画に沿って、共産党としては、今後、この特別付託案件について、飯塚市の事業がどのように行われてきて、コロナの時代に通用するようになっていくのか。10の力では通用するけど、今は通用しないと言うんだったら、15、20、30の力を出さなきゃいけないというようなことになっていくと思うんだけど。そのような角度で、この第2次計画に基づいて伺っていきたいと思います。それで、事業計画の構成、第5章で、その他の子ども・子育て支援に係る施策の2で児童虐待の防止となっていますけれど、この2の児童虐待の防止の柱立て、どういうふうになっているか、紹介してもらっていいですか。

○子育て支援課長

児童虐待の防止については、「関係機関との連携と相談体制の強化」、「虐待の発生予防と早期発見・対応」、また「社会的養護施設との連携」を図ることなどを柱としております。

○川上委員

それで、ここに、先ほどから言っていますけれど、コロナというのを読み込みながら、念頭に置きながら読んでいく必要があると思うんですけど、最初の1番の「関係機関との連携と相談体制の強化」の問題についてですけれども、飯塚市要保護児童連絡協議会、先ほど代表委員が19人おるという説明もありました。これは、開催状況は今どうなっていますか。

○子育て支援課長

代表者会議につきましては、今年度は1回行っております。令和2年度は2回行われております。

○川上委員

その中では、コロナというキーワードはどのように扱われているか、わかりますか。

○子育て支援課長

ことしの5月に行われた代表者会議におきましては、コロナだからということでのお話はなかったと思います。

○川上委員

コロナという単語は出てこないですか。

○子育て支援課長

そのような、コロナということでお話はあっておりません。

○川上委員

専門部会・実務者会議を適宜開催となっていますけれど、それぞれどういう開催状況かお尋ねします。

○子育て支援課長

実務者会議につきましては、令和元年度は8回、令和2年度は2回、個別のケース会議を令

和元年度は50回、令和2年度は31回行っております。申しわけありません、部会につきましては、ちょっと今、回数を把握しておりませんが、今年度については部会も実務者会議も1回ずつ行っているところでございます。

○川上委員

実務者会議が2020年、令和2年度は31回。この中では、ほかの要素もあるでしょうけれど、当然、コロナという角度からの話し合いというのはどうでしょうか。

○子育て支援課長

申しわけありません。今年度の部会の開催については、まだ行われておりませんでしたので、先ほどの答弁を訂正させていただきます。また、実務者会議の中でもコロナについての話は特にあっておりません。個別ケース会議につきましては、私のほうは参加しておりませんので、細かい内容はわかりませんが、個別ケース会議につきましても、具体的な児童に対する支援の方法等を協議している場で、コロナについてということでの話は出ていないのではないかと思います。

○川上委員

思いますというのは、なぜ思うんですかね。出てないのか、わからないのか。思いますというのは何ですか。

○子育て支援課長

個別ケース会議の内容については把握しておりません。

○川上委員

私は、事業計画で重要だと思ったのは、「虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し」と書いてあります。先ほど出た性質の問題ですけれど、「被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります」と。この「アセスメントを導入し」というのは、現状はどういうふうになっているんですか。

○子育て支援課長

アセスメントにつきましては、市町村子ども家庭支援指針、厚労省が出しているものでございますが、こちらで次のように示されております。「家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、子どもの権利に関するアセスメント、すなわち、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が守られているかどうかを意識してアセスメントを行う。要支援児童及び要保護児童等の場合は、特に、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握することはその後の対応に重要であり、支援計画の作成に資する総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行う」とされております。

○川上委員

それで、飯塚市としては、アセスメントを導入しと書いているわけですよね。適切な対応の強化を図りますと。このアセスメント導入状況を教えてもらえますか。

○子育て支援課長

要保護児童連絡協議会の中で、アセスメントシートを使って、緊急度とかをはかっております。このアセスメントシートにつきましては、令和3年4月に福岡県が子どもの安全確認チェックリスト及び緊急度アセスメントシートというものを示しておりますので、今後はそれを使ってアセスメントを行っていくように、現在調整を行っているところでございます。

○川上委員

それを見たいですね。それは、用紙は外部に出せないようなものですか。

○子育て支援課長

今現在の要保護児童連絡協議会で使っているものにつきましては、マニュアルを非公開としておりますので公開できませんけれども、今申し上げました福岡県が示した子どもの安全確認

チェックリスト及び緊急度アセスメントシート、これを今後は使っていきたいと思っているんですけども、こちらの分に関しては資料の提出は可能でございます。

○川上委員

委員長、申しわけありません。今のシートを、資料で出していただくように取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

準備させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載していますので、ごらんください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料については、後ほどお尋ねします。先ほどの第2期計画についてなんですけれども、昨年3月策定の計画によれば、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置については、令和4年度ということですので、来年度までの設置に向けて整備を進めるということになっております。まず最初に、これはどういうものなのかをお尋ねします。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点につきましては、児童福祉法第10条の2におきまして、「市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。」と規定をされております。また、国が策定しました児童虐待防止対策体制総合強化プランの中では、子どもと家庭に最も近い市町村に対し、相談体制や支援の強化が求められており、令和4年度までに全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する方針が出されております。この拠点の業務といたしましては、子ども家庭支援全般に係る業務と、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援という形の業務を担うようになっております。飯塚市といたしましては現在、令和4年度の設置に向けて関係課を含めた内部協議を行っているところでございまして、設置に向けて検討をしているところでございます。

○川上委員

こういう理解でいいですか。子どもを虐待から守るという点では、市のあるいは行政の各分野の担当が連携プレーをしなければならないでしょうと。今ある機能を組み合わせたネットワークをつくるんだと。今ある力を合わせるという内容なんですかね。

○子育て支援政策課長

今、委員がおっしゃられるとおりでございます。まず今までは、各担当、例えば保健センターなり教育委員会とか家庭児童相談室とか、直接それぞれのところに相談がいたるところを、この拠点の中で一つ、相談窓口を一つに一本化しまして、そこで集約したものを、また

連携を深めるという形で各関係課、関係機関等につないで、その相談体制の強化等や必要な支援等を迅速に行っていくような形で考えております。

○川上委員

車輪で言えば中軸、ハブみたいなものになるわけですかね。

○子育て支援政策課長

そうです、まず第1の機能としてはそういった形のものになると思っております。

○川上委員

もうちょっと不理解があるのかな。第1のという点では、そうだと言われたけれど、ほかにもあるんですよということですかね。

○子育て支援政策課長

今、答弁させてもらった内容が、この拠点の主な設置の理由となっております。

○川上委員

これは、これまでの取り組みを振り返って、こういうことが必要ですという判断で、この方向でいこうということなんでしょう。これをつくらなければならない理由としては、どういうことになりますかね。市としてですよ。

○子育て支援政策課長

現在につきましては、各所管それぞれで行っているところを、横断的に、この部署ができることによって、横断的にやっていくというところでございます。

○川上委員

これがなくても、連携プレーはしておったわけでしょう。だけど今度は、この総合支援拠点という中軸をつくる、つくらなければならないというのは、今までのものでは、今の情勢、状況に対応できなくなったとか、何かそういう判断があるわけですか。それとも、もう法律ができたから、とにかくつくるというようなことですか。

○子育て支援政策課長

今までも当然、各業務でそれぞれ行っていたところでございますが、こういった拠点を設置するということで、先ほど言いましたように窓口を一本化しまして情報を集約しまして、関係部署・関係機関との相談体制の強化や必要な支援等も迅速に行っていくというふうに考えておりますので、そのために設置をするものでございます。

○川上委員

逆に言えば、今までは迅速さに欠けたとかいうことがあったということですかね。今までというか、現状もそうだということになりますけど。

○子育て支援政策課長

そういうことではございませんで、より迅速にという形で考えております。

○川上委員

ちょっとわかりにくいのは、今、どのぐらい迅速で、この拠点ができれば、どのぐらい迅速になるのか。何か例えばという話を少ししてもらえますか。

○子育て支援政策課長

申しわけございません、例えばというのがちょっと今、思い当たりませんが、今現在はそれぞれで処理しているものを、その後に情報共有をしていく形にはなってくるかと思っておりますけれど、まず情報の一本化を図ることで、今までよりもより迅速にという、そういう形で、例えばというのはすみません、ちょっとお答えがちょっと私のほうはできません。

○川上委員

心配ですね。今、内部協議をしておるとのことだったでしょう。いつから何回ぐらいしているんですか。

○子育て支援政策課長

令和2年度から内部協議を行っておりまして、関係課、関係部署それぞれと協議を行って、今、関係課で集まって協議をしたりしておりますが、それぞれの協議につきましては、すみません、そのたびでございますが、集まって協議をしているのは、昨年度が1回と、今年度はまだ1回目で、今後近いうちにもう1回集まって話をするようにはしております。

○川上委員

それは、行政システムが変わるということなんでしょう。こども未来課とか、子ども幸せ課とか、何かそういうのをつくろうということなんでしょうか。そういう課をつくるということになるんですかね。

○子育て支援政策課長

新しくつくるかどうかというのも含めまして、関係部署と今、協議中でございます。

○川上委員

これは虐待対応なんでしょう。対応というか、虐待防止の拠点なんでしょう。課になるわけですか、これは。

○子育て支援政策課長

現在は子育て支援課のほうで、虐待対応、家庭児童相談室等を中心に、虐待の対応を、まず行っているところでございますが、今後につきましては、子育て支援課がメインとはなるかと思えますけれども、こういった形の組織になるかについては、まだ内部協議中でございますので、どうなるかについては、まだ今のところはご回答することはできません。

○川上委員

協議は、こういった担当が集まってやっているんですか。

○子育て支援政策課長

まずは、私たちこども子育て支援政策課のほうを中心となりまして、まず子育て支援課と協議を行いました。それと、子どもの妊産婦の福祉に関してという形もございますので、保健センターのほうの担当の職員ともヒアリング等を行っています。あとは組織という形になりますので、そういった組織の担当部署とも相談をしていきながら、今検討中でございます。

○川上委員

組織の担当部署とは、どこのことなんでしょうか。

○子育て支援政策課長

人事課にも相談をしながら、検討しているところでございます。

○川上委員

そしたら、児童虐待防止しますよというのを課にするかもしれないということなんでしょうか。決まっていないということは、課にすることもあり得るわけですか。

○子育て支援政策課長

この支援拠点だけで1つの課にするというふうには、今、私たちの担当の課としては、そこまでは考えておりませんが、いろんな関係する業務等で、今現在の子育て支援課というのは、この虐待の部分だけではございませんで、児童手当とかそういった部分も担っております。保育についても担っておりますので、そこら辺については今後どうやって課をつくっていくか、体制をつくっていくかというのは検討中でございます。

○川上委員

これは国のレベルでの省庁再編にかかわることがあるんですか。

○子育て支援政策課長

国の組織と市の組織という形で連携してというのは、今のところは考えておりません。

○川上委員

次に、3つの柱があるわけですが、2つ目の柱、虐待の発生予防と早期発見対応。予防と早期発見対応ということなんでしょうけれども、情報提供及び支援というところがありますけれども、

今、どういう仕組みになっていますか。

○子育て支援課長

情報提供につきましては、関係機関と連携しながらの情報提供ということにつきましては、要保護児童連絡協議会などを通じて、各関係機関と情報共有を図りながら、支援が必要な家庭のフォローをしております。また、そのほかの支援等につきましては、飯塚市で言えば家庭児童相談室において、それぞれの相談員や支援員が各家庭の相談等にのるなどの支援を行っております。

○川上委員

ちょっと、私の理解を深めるというか、理解がわかりやすくしてもらうために聞くんですけど、例えば、保育士が子どもの体に異常を見つけたとすると。そしたら、そこから先はどういうふうになっていくんですか。

○子育て支援課長

保育所等からそのような子どものけがを見つけた場合とか、あざがあったりとか、ちょっとおかしいなというようなことがあった場合は、まず保育所、そういう関係者から、まず市の家庭児童相談室もしくは児童相談所、けがの度合いによっては、児童相談所になることもあるかもしれませんが、通常は家庭児童相談室のほうに連絡がまいります。家庭児童相談室のほうでは、まず、お子さんの状態を把握するために、写真を撮っていただいたりとか、そういった指示を保育所のほうにはいたします。そういう場合ですね。けがの状況を残しておくということを必ずしています。その後、話を細かく、状況等を聴取して、児童相談所にまで報告すべき案件なのか、けががあれば、大抵の場合は児童相談所のほうに一報は入れておりますけれども、そのような判断をさせていただくような形になります。また現在、保護者がしつけという名の体罰というものは虐待ですよというふうに、もう法律で決まっていますので、それについて保育施設等から保護者のほうに説明をしていただいて、こういった場合は通告しなければなりませんよということも、できるだけ保育士、保育所のほうから保護者のほうに説明をしていただいて、保育所のほうからもそういった形で、自分たちが通告しなければならないということを話していただくこともありますし、そういった判断を家庭児童相談室のほうでしております。

○川上委員

このくだりは、飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づきというのが最後までかかっているわけですね。今の説明は、このみんなで守る条例に基づく行為なんですかね。手続なんですかね。

○子育て支援課長

要保護児童連絡協議会自体は、飯塚市が合併した当時からあったものでございまして、子どもに対する虐待等の通告等については、同じように対応はしてきておりましたが、この飯塚市の子どもをみんなで守る条例ができたことによって、その責任等を明確にされたものであると考えております。

○川上委員

従来からやっておったけれど、当然でしょうけれど、条例ができたので、今は条例に基づいているということなんですかね。ここの取り組みとしては。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうですか。ちょっと気になる。それから、次のところは、ここでは聞いても答える人がいないということになりますかね。健康診査未受診者へのフォロー訪問、保健指導、乳幼児家庭全戸訪問事業、母子保健事業の取り組み状況が、情報共有している範囲で、こういうふうに行っているとかいうのが説明ができますか。

○子育て支援課長

乳児家庭全戸訪問事業につきましては、子育て支援課のほうで行っております。こちらについては、本日最初に説明いたしました、赤ちゃんすくすく訪問事業といって4カ月のお子さん、4カ月までの乳児がいらっしゃる世帯を訪問して、子育てに関する情報提供や養育状況の把握などを行っているものでございます。訪問の件数については、昨年度ですけれども、1041名のお子様を対象になりますが、1041名のうち保健センター等が訪問したおさんが269名。残りの対象として、この赤ちゃんすくすく元気訪問事業の対象が、772名のお子様を対象になりますが、そのうち708名のおうちには訪問しております。訪問率としては、91.7%のおうちに訪問させていただいております。残りにつきましては、拒否とかいうものではなく、日程が合わないということで、年度を越えて行く場合もありますので、そういった形で訪問しております。そのほかの乳幼児健診や健康診断につきましては、委員おっしゃいましたように所管課が違いますので、内容については把握しておりませんが、こういった健康診断の未受診につきましては、虐待につながることもあるために、今後はそういったケースについて、きちんと家庭児童相談室と連携をとって対応していくようなやり方が、福岡県のほうで福岡ルールというものを定めましたので、それにのっとってやっていくように、今、調整しているところでございます。

○川上委員

先に、772人のうち、会えていないおさんは何人と言われましたかね。

○子育て支援課長

64名のお子様になります。

○川上委員

64人の親ということになるでしょうけれど、親には、保護者には全員に連絡をしたけれども日程が合わないのか、連絡そのものがとれないのか、そういう状況はわかるんですか。

○子育て支援課長

先ほど申し上げましたのが、令和2年度で集計をしておりますので、2月生まれのお子様までを訪問対象として件数にあげておりますけれども、その時点で、年度末の状況で、訪問予定、もう4月以降に訪問する予定になっているおさんが18名、そのほかアプローチ中、連絡をとっているご家庭が46件ございます。2月生まれのおさんの数が、このうち46件のアプローチ、調整中のうち38名のお様が2月生まれでございますので、やはり最近、生まれてすぐ訪ねて行くことができているだけでございます。

○川上委員

そのほか、健幸・スポーツ課、母子保健にかかわるところは把握ができていないということだったけれども、先ほど聞いた子ども家庭総合支援拠点ができるまで、市としては、子育て支援課のほうで、母子保健事業のほうの情報は、それまでは情報を把握できない状況ですかね、ルールの。

○子育て支援課長

健幸保健課と子育て支援課が使っているシステムが共通のものでございます。また保健師さん、保健センター等で気になったお子様や、特定妊婦の情報、そういったものについては、きちんと保健センターのほうから、今現在でも子育て支援課のほうに報告がっております。

○川上委員

今、2つ言われたうちの後半のほう、もう全て情報を相互乗り入れしなくてはならないということもあるかもしれませんが、きょうは虐待問題をやっていますから、そういう意味では、ソフトが一致してもしてなくても、この案件ということで、機敏に情報共有できるのではないかと。必要な対応もできるのではないかと思うんですけど。これは、そうすると子ども

家庭総合支援拠点ができる前でもできるし、やっているということですかね。

○子育て支援課長

連携はっております。

○川上委員

それは、こういうときはそういうふうの子育て支援課に、母子保健のほうから連絡をするという仕組みになっているわけですかね。仕組みはないけれども、できるだけそうしましょうということになっているのか、どうなっていますか。

○子育て支援課長

そういったケースがあれば、必ず子育て支援課のほうには、保健センターのほうから連絡をいただくようにはなっております。

○川上委員

それは、何によって決まっているわけですか。連絡しなければならないということになっているんですかね。そうであれば、何によっているのか、ちょっと教えてもらいたいです。

○子育て支援課長

保健センターから家庭児童相談室に通告があった件数につきましては、本日の資料で提出しております児童虐待相談内訳の経路別内訳の保健センターのところに該当しますけれども、こちらについては2件、5名のお子様について相談がっております。これは虐待についてのことです。それ以外に特定妊婦に関しては、もう特定妊婦ということで支援が必要というふうに関保健センターが判断した場合は、その書類、個人のケースのファイル、そういったものを全部、必ず子育て支援課のほうでも供覧して確認をさせていただくような仕組みになっております。

○川上委員

その仕組みのところは、何によって、その仕組みになっているのか。飯塚市独自の努力で、そういう仕組みにしているだけなのか、法的な何かで決まっておるのか、それはわからないでしょうか。

○子育て支援課長

申しわけありません。法律等で決められているかということについては確認をしたことがございません。ですが、保健センターにつきましては、要保護児童連絡協議会の構成メンバーでもございますし、子どもを守っていかなければならない関係機関としての責務として、子育て支援センターと連携をして支援を行っているものでございます。

○川上委員

これを今、尋ねている理由は、一つは、1つ前の総合支援拠点の必要性との関係はどうかということと、それからもう1つ前までいけば、3児童死亡検証の角度の中で、できるだけそうしようというルールですということと、必ずそうしますよというルールと、また違うだろうと思うんですよ。そういう問題意識で、今お聞きしました。

それから3番目の柱が、社会的養護施策との連携というふうになっています。ここでちょっと現状をお聞きするんですけど、地域の里親、児童養護施設等においてというのがあるんですけど、地域の里親というのは、どういう制度かお尋ねします。

○子育て支援課長

申しわけございません。里親の制度につきましては、県の事業でございますので、私たちが把握しているのは、家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度であるということでございます。

○川上委員

そうすると、児童養護施設についても同様ということになりますでしょう。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると県の仕事です、重要な仕事ですよ、これ。重要な仕事、我々もいつも相談するところになるんだけど、我々というのは飯塚市という意味ですけど、相談することになるけれど、ここの情報の共有というのは、なかなか難しい側面があって、それで連携をしながら支援体制の整備に努めますとなっているわけですね。これはどういった点で、前進がつけられていますか。

○子育て支援課長

児童相談所との連携につきましては、今現在も通常から電話等を使って話すこともありますし、直接、児童相談所のほうに伺って、いろいろお話をすることもございます。また、要保護児童連絡協議会のメンバーでもございますので、そういった観点でも、そういった点でも飯塚市と児童相談所は連携をしながら今、児童虐待の防止に向け取り組みを行っているところでございます。また国の制度として、今、その要対協に登録されているお子さんの世帯が住所が変わったときに、転入元、転出先との情報共有を図るために、全国的にシステムの導入を進めております。これにつきましては、転入元から転出先へ情報を素早く確認ができるようなシステムになっておまして、そういった児童相談所も含めたところで、情報の共有を素早く行っていけるような取り組みを行っているところでございます。

○川上委員

そうすると、私が聞きたかったのは、支援体制の整備に努めるということだったので、どういう前進面があるかなということだったんですよ。例えば、こういったことが、この1年でもいいんですけど、これ、体制整備ですからね、前進しているというのがあるかなということをお聞きしたんです。

○子育て支援課長

子どもの支援につきましては、児童相談所とのかかわりが大変深いものでございますので、児童相談所と協力をしながら、支援体制の整備に努めているところでございます。また、先ほど提出しておりますアセスメントシートのほうにも書かれておりますけれども、児童相談所と市町村のアセスメントのはかり方が異なることで、今まで、そこに差異が出ていたものを統一するために、一緒のものを使わないかということで、福岡県のほうが今回、共通のアセスメントシートを市町村に示しておりますので、飯塚市においては、このアセスメントシートを今後取り入れていきたいというふうを考えておまして、現在、運用方法等を研究しているところでございます。

○川上委員

アセスメントシートのことはわかりました。その他の点での整備はなかなか難しいということのように感じました。例えば福岡県は定員削減を大規模にやっていますよね。飯塚市も大分やってきたんだけど。こういう状況の中で、支援体制を強化していくということになると、マンパワーというか、マンというのはおかしいね。そういう人的な配置をベースにした体制づくりがないとどうかなという気がして心配です。それで例えば、提出資料の5ページに、児童相談所が主となり支援を継続しているというのが、令和2年度、昨年段階で4人ということになっていましたよね。例えば、この4人のお子さんについては、飯塚市が直接、状況把握もするわけでしょう。児童相談所が主となりということなんでしょう。だから、児童相談所が主なら市は従ですかという、そういうことではないと思うんだけど、ここの連携は、例えばどうということになるんですか。この4人の子どもについては。

○子育て支援課長

主たる支援機関が児童相談所となった場合は、児童相談所の判断で、そのご家庭への訪問等を行ったりしますが、飯塚市の家庭児童相談室では、その際、必要があれば同席をさせていただくなど、一緒に活動をさせていただいております。その相談の件数とか、時期の調整

とか、そういったものを児童相談所のほうが主体性を持ってやっていただくというような形でございます。

○川上委員

この4人の場合は、児童相談所の訪問はあったのではないかと想像はするんですけど、行った場合は、100%飯塚市にも声がかかり、飯塚市の職員も一緒に行っているでしょうか、100%。

○子育て支援課長

100%ということではないかと思えます。わかる範囲では、一緒に行ったり、行動を一緒にすることはございますけれども、また一緒に支援を行っている世帯については、行動をともにすることもありますけれども、児相が単独で抱えているケース等につきましては、児相だけで動くこともございます。ただ、この4名については、もともとが飯塚市から上がってきたケースでございますので、飯塚市と連携はされていると思えます。要対協の登録ケースという点では、ちょっと児相のケースを全てうちが把握しているわけではないという意味で、全てが一緒に行動しているわけではないというところでございます。

○川上委員

次に、母子生活支援施設について、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進、支援機能充実ということなんですけれども、どういう課題があって、どういうふうに前進しているとか、この利用促進とは、どういうことなのかというふうに思うんですけど。

○子育て支援課長

母子生活支援施設につきましては、DV被害や経済的理由で住居に窮している母子の生活を支援する施設で、児童福祉法の児童入所施設の一つであり、措置権は市にございます。施設は公設、民間ともにございまして、施設入所となった児童は、施設所在地が校区である学校に通うことができ、母親も就労が可能であります。施設には支援員が在籍しておりまして、自立に向けた日常的な助言指導を行ったり、措置自治体は施設と連携をとりながら必要に応じて面会などによる支援を行ってまいります。利用促進というものに関しましては、そういった制度がございますので、必要な親子、母子について、こういった制度もございましてよといった形で紹介をしていったりとか、そういう意味で利用促進というふうな、誰でも入れるところではございませんけれども、ケースに応じては、こういったところを利用してはどうかというようなことを家庭児童相談室のほうで判断した場合には、市のほうで紹介をして、そういった措置を行っていくようなこともございます。

○川上委員

何か所、どれぐらいというのは、きょうは必要がないので、ここでは聞きませんが、ただ自分と子どもが利用したいよねと思ったときは、気軽に連絡をとって、措置でしょうから、入れるスペースというか、確保して、まだ余裕ありますよという意味ですかね。利用促進というのは。

○子育て支援課長

利用促進につきましては、空いているからどうぞというようなことではなく、必要に応じて、例えば児童相談所等で面前DVだったりとか、母子に関して危険があるような場合に、こういった施設で緊急的に避難するようなことも可能ですので、そういった場合の利用を促すとか、そういった意味でございます。

○川上委員

そういう施設が足りないために、公営住宅にまず入っていただきますというようなことで、事実上の今言われたようなDVが後でくるとか、受け入れを余儀なくされないような状態になってですよ、DVする側が、DVする側をされた側が、公営住宅に受け入れざるを得ない状態になったりとか、その背景に、今言うところの母子というか、生活支援施設の不足とかいうこ

とがあるわけではないですか。

○子育て支援課長

今年に入って照会等をしておりますけれども、こういった施設で空きが全くないというようなことはございません。ただ、こういったDVなどで避難されるご家庭につきましては、入所の際に若干の制約がございます。要は、DVでその方々を守らなければならないということで、今で言えば、スマホを持ち込んだりできないとか、そういった制限がございますので、みんなが気軽に使えるというようなどころではございません。措置としての施設なので、そういった条件がございます。ただ必要に応じては、そういったところで母子の安全を図っていきたいというところで利用促進というふうにさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

やっぱり現状をきちんと把握することがすごく大切だと思うのですが、提出していただいた資料の説明の中で、虐待の件数に関して、この件数はあくまでも家庭児童相談室での支援の件数なんだという話がありました。これは本当に、ある意味、「えっ」というところであって、皆さん方、年次報告書を見たときには、飯塚市の中での虐待というのは、約50件、50世帯の約100人なんだと聞いていたわけですよ。ところが、そうじゃないかもしれないというのが、今の話なんですよね。そうすると全体というのはどうなんだと。先ほど要対協のケースで入っていないものもあるようなお話がございました。片一方で、前に指摘したのは、児童相談所が年報を出しているんだけど、それとのやっぱり食い違いがある。そこで重なりがあったりとか、漏れとかが生じているのではないかと思うんだけど、その辺りについては、ざっくりとして、飯塚市での虐待が疑われるケースは、およそ何世帯あるのか、お答えいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:49

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございませんでした。飯塚市のほうの相談を受けている51件につきましては、数字として、虐待の数としては間違っていないんですけれども、これに田川の児童相談所が受けているもの、これが要対協には加わっているかもしれないというようなことを、先ほど申し上げたんですけれども、児童相談所のほうには、189（いちはやく）とか、警察等とかから直接通告がいくことがございます。そのような場合は飯塚市が把握せずに児相のほうに対応しているケースがございますので、そういった件数が含まれてない可能性がございます。この辺につきましては、次回の委員会までに、ケースを一度見直して、数字を改めさせていただきたい、見直していきたいと思っております。

○江口委員

やっぱり、そこが基本だと思うんです。飯塚市の中でどれだけの子どもが、そしてどれだけの家庭が、そういった問題があるのか。ないし厳しい目に遭っておられるのか。では、その全体に対してどうケアをするのか。主に支援するのが児童相談所かもしれないし、飯塚市の家庭児童相談室かもしれないし、学校かもしれない。そういった主な支援機関は別にして、飯塚市の実態として、それをつかまないと対策が立てられないので、まずそこを具体名として、どここの誰々さんがこんな問題があるよというやつを全部洗い直していただきたい。そもそも、児童相談所と飯塚市、そして警察に関しては、情報共有もできるような法整備になって

いますし、条例の中でも、その情報共有をきちんとやってくださいね、これは拠点病院もあわせて、そういった形での条例整備をやっています。その上で、しっかりとやっていただきたいと思います。その中で、飯塚市の支援の中で、かなり重い部分、かなりの部分をやっている家庭児童相談室の方々なんですけれど、いただいた資料の中で、どういった方がおられるというのが、最初に提出していただいた資料の3ページで、家庭児童相談員が4名、母子父子自立支援員が2名と赤ちゃんすくすく元気訪問が2名という、この資料があるわけですが、これを読む限りでは、虐待対応に関しては、主に上の家庭児童相談員さん、それと母子父子自立支援員さんのほうが主に担当する。ポピュレーションアプローチとして、全体を拾うための部分で赤ちゃんすくすく訪問の方々がおられるかと思うのですが、それぞれ、この方々に関して、調査に関する市町村の虐待対応窓口等の状況調査の回答を出していただきました。これを見ると、持っておられるのが教員免許だったりとか、保健師、助産師、看護師等々がメインでおられるかと思うんですけれど、すみません、これだけ読むとわからないので、最初に提出していただいた資料の家庭児童相談員の4名にはどういう方がおられるか。例えば、何とかという資格を持っている方がどういう立場でおられて、勤続年数がどのぐらいですよという、そして母子父子自立支援員に関してはどうなのか、赤ちゃんすくすく元気訪問に関してどうなのか。その辺をちょっと教えていただけますか。

#### ○子育て支援課長

まず家庭児童相談員につきましては、厚労省の通知によります「家庭児童相談室の設置運営について」運用要綱で、資格として、家庭相談員は、市町村の非常勤職員として、人格円満で社会的信望があり、健康で家庭児童福祉の増進に熱意を持ち、かつ次に掲げる条件の1を充足する者のうちから任用しなければならないということで、学校教育法に基づく大学等において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者。医師、それから社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者等が資格として言われております。飯塚市の家庭児童相談員の場合でございますけれども、4人のうちの1人が保健師、残りの3名が教員免許を所持しております。また、家庭自立支援員につきましては、1名の方が准看護師の資格を有しております。赤ちゃんすくすく元気訪問員については、准看護師が2名というふうな配置になっております。

申しわけありません。勤続年数につきましては、家庭児童相談室の保健師につきましては、今年の3月の時点で、7カ月勤続しております。そのほかの職員、教員免許を持っている職員については、3年間の勤続年数と28年間、14年間という飯塚市での継続年数を持っております。母子父子自立支援員につきましては、1人が11年、1人が約8年、赤ちゃんすくすく元気訪問事業につきましては、8年と11年という勤続状況になっております。

#### ○江口委員

家庭児童相談員が、保健師の方が今年3月で7カ月、教諭免許3名が28年、14年、3年、母子父子支援員に関しては、准看護師が1名と言われたかと思うのですが、片一方で勤続年数11年と8年というお話でした。准看護師がどちらの方なのか、あとあわせてもう1人の方というのは何なのか、お聞かせいただけますか。赤ちゃんすくすくに関しては2人で、両方とも准看護師で、11年と8年だったかと思います。ちょっとその母子父子の部分、確認させてください。

#### ○子育て支援課長

母子父子自立支援員につきましては、准看護師の勤続年数のほうが11年というふうになっております。支援員につきましては、資格要件等がございませんので、採用の際には通常の飯塚市の会計年度としての採用をしているところでございます。

#### ○江口委員

ではもう一方、8年おられる方に関しては、資格を持たないというところでもいいんですかね。

児童福祉士と同様の資格を有する者から、医師、社会福祉士、幾つかがあつて、社会福祉士と一般事務職員、その他とあるんだけど、その中で言うと何になりますか。それと正規・非正規、常勤・非常勤、専任に関しては、そのあたりについてはどうなりますか。

○子育て支援課長

先ほどの母子父子自立支援員の資格を持っていないという職員ですけれども、福岡県の研修等は受けております。補足させていただきます。家庭児童相談員ですけれども、相談員、支援員、訪問員は全て会計年度任用職員となっております。正規・非正規かという点につきましては、雇用期間の定めのある職員を非正規職員といい、それ以外を正規職員というという区別でいきますと、正規職員に該当するものでございます。また常勤・非常勤につきましては、1日7時間45分、週5日以上勤務する職員を常勤職員といい、それ以外を非常勤職員という区分で分けますと、常勤の職員が2名、非常勤が6名ということになります。

○江口委員

この方々皆さん、正規職員なんですか。雇用期間の定めのない職員ということですか。会計年度任用職員というお話だったかと思ったんだけど。そのあたり、どちらが正しいのでしょうか。

○子育て支援課長

申しわけございません。調査のほうでは正規職員として回答しておりますけれども、飯塚市の家庭児童相談員は、全員会計年度任用職員でございますので、正しくは非正規職員でございます。申しわけございません。

○江口委員

そうですね。あと母子父子自立支援員の方、准看護師ではないほうの方に関しては、資格を持たないでいいんですね。一般事務としての採用というふうな理解でよかったんですね。ただ、県の研修に関しては受講済みというふうなところでよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○江口委員

この家庭児童相談室のスタッフの方、そしてまた回答を見る限りでは、家庭児童相談員の方以外にも、正規の職員の方がカウントされているように思います。この方はどういった方がカウントされているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

こちらにつきましては、2名の職員が正規の職員——。失礼いたしました。こちらの厚労省の調査につきましては、要保護児童連絡協議会についての回答になっておりまして、赤ちゃんすくすく元気訪問員の数をカウントせずに、正規の職員2名をカウントしているものでございます。その2名につきましては、常勤・非常勤のところで、常勤が2名おりますけれども、この常勤が正規の職員というふうになります。

○江口委員

回答のうちの2ページの上の職員1と職員2、このお2人が正規の職員で、係長と担当というふうなことの理解でいいんですね。そうですね。あと、赤ちゃんすくすく訪問員はここに入っていないということですね。うん、わかりました。このような体制なわけですが、実際には、他の自治体と比較して、この体制自体は多いのか少ないのか。また、ケースの数とかを考えて、この状況をどのように担当課として判断されておられますか。

○子育て支援課長

他の自治体の家庭児童相談室等の人数の比較をしたことがございませんので、多い少ないということについては申し上げられませんが、現在、飯塚市の家庭児童相談室では、赤ちゃんすくすく訪問員を除いた6名の人間で、要保護児童の支援を行っているわけでございます。

けれども、そちらについては、大変件数もふえておりますし、支援を行っているお子さんたちが多くことから、そのせいで支援が足りていないということはございませんけれども、大変結構苦労しながらも、支援を行っているような状況でございます。

#### ○江口委員

なんか言いづらそうな話なんだけれど、やっぱり現実には飯塚市でも虐待の件数はふえているわけですね。6名の方がおられるんだけれど、准看護師と、それと教員免許を持たれた方が3名、それと保健師ですね。ある意味、支援の入り口のところに関しては十分かもしれないんだけど、現実にはハードケースになってくると厳しいのではないかと考えています。なので以前から、社会福祉士、ソーシャルワーカーをきちんと雇うべきだったとか、あと弁護士を雇っていただきたいという話をさせていただいていました。今、やっぱりびっくりするのが、ほかと比較をしたことがないというお話がありました。例えば、生活保護の仕事を考えるときに、ケースワーカー1人当たり大体件数が何件ぐらいが適当ですよというのはありますよね。同じようにやっぱりこういった部分に関しても、どれだけ持てるのかというのは、十分考えなくてはならないんだろーと、考えています。そういった部分に関しても、しっかり検討すべきだと思います。

ちょっと出していただいた資料、ほかの部分に行きます。保護支援指針に関して、保護に関して書き込むべきというふうなお話をして、それに関しては、そのとおりだというお話だったかと思うのですが、支援に関しても、やはりもっとしっかりと、どういったものがある、そして、どういったときにこういった部分をやっていくというのは書き込むべきだと思うんです。条例のほうを見ていただいても、14条、子育て家庭に対する支援というような中では、「市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。」と書き込んだ上で、2項では「前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなければならない」と書き込んでいます。特にこの4点に関しては、それが十分、必要な分だけの量があるのかどうか。そこをしっかりと見定めた上で、それに対する支援を行うべきだと書いております。そういうことを考えると、保護及び支援に関する指針に関しても改定すべきであると思いますが、その点いかがでしょうか。

#### ○子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりだと考えますので、今後検討してまいりたいと思います。

#### ○江口委員

次に、早期発見対応指針に行きます。1点だけ指摘をしておきます。早期発見対応指針の4ページに、これは、これこれこうなったら、ぜひこういった部分をきちんとチェックしながら虐待を見つけるようにしてくださいねというのが、この早期発見対応指針なんですけど、4ページが一番下に保育所、幼稚園、認定こども園、学校とあります。ここ、特にやっぱり「昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、ともに遊び、学び、生活する。そうした場での観察を通して、日常の子どもの様子や変化から危険なサインを読み取り、支援の必要な家庭を発見する。」、大切なことですね。ではこれをどうやってやるのかなんです。次に、「子どもの健康状態、身長・体重の変化、不自然な傷や火傷、身体や下着の汚れ具合、表情等を観察し、虐待の把握に努める。」とあるんです。ここの部分に関して、多分もっと具体的に書いてあげないと、学校だったとか、保育所だったとか、やっぱり厳しいんだと思うんです。今、身長・体重は、どのぐらいの頻度で測定されているとかいう、そういった部分はつかんでおられますか。

#### ○子育て支援課長

申しわけございません。保育所は毎月行っていますが――、公立の保育所・こども園については、毎月か2カ月に1度だったと思いますけれども、測定は行っております。学校や私立の保育所・幼稚園などについては、申しわけございません、把握しておりません。

○江口委員

やっぱり、そこを協議をしながら、現場ができる範囲の中で、では、このぐらいでやっぱりやろうよと、それを決めていくのが、やっぱりこの早期発見対応指針だと思うわけですよ。そうしないと、公立はやっているんだけど、私立はやってないよとなったら、何のための指針なんだとなるし、やっぱり見つけるために必要な制度だから。例えばその中で、こういった今のままの現状ではできないんだけど、こういった支援をすることでできるようになるということがあると、例えばそれをやって、早期発見に努めようとかいうこともできてくるので、そういった意味でも、この部分に関して、ここだけではなくて、もっとブレークダウンして、細かく取り決めはしないと。書いてはあるんだけど、そうだよねと思うんですけども、具体的にどうしてできないかと行動は変わらないので、それを一緒に決めていく形で知らせるといいのかなと思っています。

年次行動計画ないし早期発見対応指針、そして保護支援指針、そして年次報告、この4つに関しては非常に数字としてわかりやすかったりとか、指標としてわかりやすくするためのものだと思います。ぜひここに関して、やり直すというのがあるんだけど、そのやり直すときに、ぜひ現場の意見をきちっと聞いてやっていただきたい。実際に現場ができないことを決めても、それは、いや、こんなの決められても困るよという話にしかならないので、今こうなっているんだと。これはもちろんお伝えしていることだと思うので、だけれども、この状況でやっぱりちょっと不足していると思うので、私たちとしてはこう考えました、どうですかというふうな形でお話をして、キャッチボールをしながら、改めて策定していただきたいと思います。またあわせてその段階に応じて、私どもの委員会に関して、こうやって考えています。今こういった形で、ボールを投げていますというのをお示しいただきたいと思うのですが、それについては、やっていただけますか。

○子育て支援課長

やっていきたいと考えます。やってまいります。

○江口委員

ぜひしっかりとやってください。その中で、虐待の対応の中で、やっぱりその予防という部分で、今年度というか、今年に入ってずっとこだわっているのが、支援対象等見守り強化事業。6月の委員会の中でもお話しさせていただいたわけですが、あれから1カ月ちょっとたちました。あのときお話ししたのは、行政としては、ちょっと難しい点があるというお話がありました。団体がどういったところに受けていただけるのか、その難しさがあるという点がありました。また、情報のコントロールについて、やっぱり不安があるというお話がありました。それに対して私のほうは、これこれこういうふうな形でしたらどうかというお話をさせていただきました。このときに副市長のほうにも答弁いただいたのですが、副市長の答弁の中で、やっぱりこの3人の命が失われた、そういった状況の中で、やれるべきものは全てやっていく。何とかしてこういった事態を防ぐことは重要な課題であると考えていると。内部検討するんだけど、片一方では緊急性が求められる事業ということを我々も認識いたしておりますので、時間がない中ではありますが、研究検討したいと考えておりますという答弁をいただいています。その検討がなされていることだと思うのですが、改めてお聞きいたします。この支援対象児童等見守り強化事業に関しては、この部分に関して勉強会をさせていただいて、いろんな方々とお話しする中で、複数の方々が、そういったものがあるんだったら、私どもがやることも検討してみようというお話をお聞きしております。ただ、そういった方々が考えたとしても、公募がなければ始まらないわけです。この事業に関して検討しておられる、まだ検討していただいていると思うのですが、緊急性があるというふうな副市長のお話もありました。多分、9月の補正でもあがってくるのかなあと期待をしているわけですが、そのときに関しては、きちんと公募をして募集をしていただける、そういった理解でよろしいですか。

○子育て支援政策課長

前回の福祉文教委員会の中で、委員からいろいろとご意見をいただきまして、それもあわせてところで、この事業、支援対象児童等見守り強化事業について検討いたしております。内部で協議する中で、先ほど委員も言われていましたけれども、私たち行政のほうとしても心配な部分がありますので、そういったものも考えたところ、本市といたしましては、この事業につきましては、地域の見守りというのを強化するための事業というふうに考えていきたいというふうに思っております。まずは地域での見守りを基本として考え、その見守りの仕組みをつくるための方策を、現在検討しているところでございます。

○江口委員

もちろん見守りを強化する事業なんです。その方策を検討する中で、事業実施に当たっては、きちんと公募をしていただきたい。公募すべきだというお話をさせていただきました。こういった心配点があるんだという話がありましたけれど、要は、要保護児童対策協議会の情報を出すことに対して、ためらいがあるという話ありました。ただ言ったように、そのときもお話ししましたけれど、要対協の情報を出す必要はありません。出さないやり方もあります。そういった中で公募することによって、いろいろなアイデアも出てくるかと思えます。継続性とかに関しても、それぞれの工夫が出てくるんだと思えます。副市長、これは公募をしていただけるのか、それとも公募しないのか。今のお話だと、そこに関しては担当課長がお答えになられなかったんだけど、その点、いかがですか。

○久世副市長

さきの委員会で委員のほうからご提案いただいた内容、これにつきましては担当課と直ちに検討はいたしております。公募をかければというご提案をいただいておりますが、この事業の取り組み方について、現在検討いたしております、公募をかけますよということ、まだまだ言えるような状況ではございません。当然、鋭意検討いたしておりますのでお待ちください。

○江口委員

では決定して、それをやり始める前には、これこれこういう理由でこういうふうな形をやることにしたというふうな部分はしっかりとお示しいただきたい。あと、あわせてやっていただきたいのは、ぜひその部分で、行政内部だけではなくて、それこそ要対協の代表者会議、そういった方々で、私どもとしてはこう考えている、そして、だからこうやってやりたいと思っていると、そこで検討していただきたいと思っています。いかがですか。

○子育て支援政策課長

今、委員のおっしゃられるとおり、要対協についても、代表者会議についても、この事業がある程度固まりまして、もうこの事業をやっていくということで市の内部で意思決定ができましたら、要対協のほうでもご説明をさせていただきたいと思っております。

○江口委員

それこそ公募をしたときに、その選定に関しても、この要対協の代表者会議とかは、十分やっていただくにも適した組織なのかなと思ったりします。その点も考えていただきたいと思っています。

なぜ公募にこだわるかという、ちょっと補足してお話ししますが、今、学習支援の部分で、たしか飯塚市としては、穂波と二瀬でしたかね、この2カ所でやっているんですよね。それ以外に、新規で3カ所スタートしたのを御存じですか。福岡の「NPOいるか」というところがやる形で、サテライトスタジオみたいな形で、飯塚市内で支援を始めておられるんです。実際にやっているのは、明星寺と楽市と頼田なんです。そこでやっておられるのは、もうコロナの状況なので、今はタブレットなんです。タブレットで、子ども1人に対して、遠隔におられる支援をしていただける方が1人でやっているんですね。例えば、1つの教室にテーブルば

んぼんぼんと置いて、そこに子どもが座ってタブレットに向かってお話をされる、そういった形でやるんですね。それで1日で1回だけではなくて2回、3回とやることもあるんだと。1時間ぐらいの話を、例えば3コマみたいな、それで、最高だったら10人ぐらいの子とやったりされる。10人掛ける3コマとか、そういうふうな形でやっておられそうなんです。この学習支援についてやっておられるのは、福岡市のNPOと言いましたけれど、こういった学習支援も支援対象事業等見守り強化事業のメニューの中の一つでもあったりするんですね。基本的に食材を届けることをメインでやってくださいよねというのはあるんだけど、片一方でこういったこともやれるよとか、そういう話があったりするんです。というと、やっぱりそういった創意工夫の部分を見ると、やっぱり、いろんな方々にアイデアを出していただいて、その中で飯塚市として、これがいいよねと思われる部分をしっかり選んでいく、そういった部分をやっていただきたいと思います。こういった先ほどの学習支援も、ある意味、家庭の教育力が不足するのであれば、そういったのを支えるという虐待対策、対応の一つでもありますので、ぜひそういった部分で、そういった、ほかにもやれるような部分があるかもしれません。ぜひそういった部分で民間団体と協働してやっていただきたいと思っています。

あと、市区町村子ども家庭総合支援拠点についてなんですけれど、それについても内部協議をやっている。昨年度1回、今年度1回、それと、近々もう1回やろうと思っているというお話がありました。ぜひ、そこについても私どもとしては、こうやって考えているんだけどという、ある意味、内部の話と思われるかもしれないんだけど、拠点次第で、やっぱり支援の形ががらっと変わってきますので、ぜひ飯塚市としては、今のところこんなのを想像しているんだよね、考えているんだよねというやつを早めにお話しされて、それに対して皆さん方の意見をいただく。そういったことをやっていただきたいと思っています。いかがですか。

#### ○子育て支援政策課長

今いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。拠点についての組織体制については、早めに委員会のほうでも報告をとということなんですが、私どものほうで、まだその中でもまだちょっと煮詰まっていない状況でございますので、すぐ委員会のほうでお答えできるかどうかというのは、ここではちょっと申し上げることはできませんが、市の内部である程度意思決定ができましたら、きちんと、この委員会のほうで報告をさせていただきたいと思っております。

#### ○江口委員

すぐにやれる状況とは思っていません。昨年度、今年度、1回1回でまた近頃というぐらいなので、まだ練れていないと思いますので、すぐにはできるような状況ではないと思いますけれど、できるだけ早期に、おおよそんな形かなというのが固まったら、それをしっかりお話をする、これが大事だと思っています。あと、この支援拠点に関しては、複数自治体での設置というのも可能になっています。やっぱりマンパワーということを考えると、どうしても飯塚に関しては、なんだかんだ言いながらある程度、この筑豊の中でも恵まれている状況にあるんだと思います。片一方で、嘉飯桂で見ると、やっぱり桂川とかになるとマンパワーとしては、やっぱり厳しい状況もあるんだと思うんですね。そういったときに、圏域でやるということがありますよね。そういったことも含めて、全体を考えたときに、どうやるのがベストなのか、そういったことも考えてやっていただければと思っています。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求

めます。

#### ○学校教育課長

「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回は、ICT教育に関するハード面の整備状況につきまして、資料を提出させていただきます。

それでは、資料1ページ目をお願いいたします。まず、ICT機器の整備状況についてですが、学校に整備しております主なICT機器を表にまとめております。まず、電子黒板につきましては、今年度7月時点で400台整備しております。市内の小中学校全ての普通教室及び特別支援学級への整備が完了いたしました。令和2年度より始まる新学習指導要領に対応したICTを活用した学習活動に備えるため、平成27年度から計画的に整備しております。

次に、校務用パソコンにつきましては、教職員1人に1台を整備し、職員室での校務や授業で使用しております。また、市立小中学校の全児童生徒に1人1台の学習用タブレット端末を整備し、そのタブレット端末を充電して保管ができるタブレット端末充電保管庫を市立小中学校の各教室に整備しております。

続いて、学校に整備したICT機器の使い方や有効性等について、ご説明いたします。本市で整備した電子黒板は、パソコンの画面に表示した資料や写真などを投影するディスプレイモニターで、投影した資料の拡大、縮小や、黒板と同じようにペンや指で自由に書き込むことができます。よって、全児童生徒が顔を上げて資料の説明を聞きながら、集中して理解力を深めることができます。また、電子黒板に提示した内容は保存できまして、後で呼び出すことができます。前時の学習内容を提示することができ、振り返り授業等をスムーズに行うことができます。このように電子黒板は、教員が行っている授業をさらに効果的なものにする道具であり、各学校において活用しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。児童生徒1人1台の学習用タブレット端末につきましては、グーグル社のクロームOSを搭載したクロームブックで、資料に掲載のACER製とDELL製の2種類を整備いたしました。クロームブックの特徴は、起動が早く耐久性があり、キーボードとタッチパネルでの操作ができるため、小学校低学年の児童でも使いやすい仕様となっています。クロームブックで利用できる「G Suite for Education」は無償で提供されている学習用ツールで、ワープロのドキュメント、表計算のスプレッドシート、プレゼンテーション資料作成のスライドや、自動採点ができる小テスト作成アプリのフォーム等があります。また、授業支援ツールのグーグルクラスルームは、教員が児童生徒を登録して「クラス」を作成し、教材・課題の一括配布や採点、管理を行うことができます。課題の結果に基づき、児童生徒にフィードバックを送ったり、通知や質問を投稿することもでき、児童生徒と教師のコミュニケーションを円滑にすることができます。

次に、ネットワーク環境の整備状況についてご説明いたします。ネットワーク環境につきましては、令和元年12月20日付、文部科学省より掲示されました「GIGAスクール構想の実現 標準仕様書」に基づき整備いたしております。この仕様書では、学習用コンピューター及び校内LANの整備に当たって、自治体の参考となるモデルが提示されております。

資料3ページをお願いいたします。右側が現在の学校間ネットワーク図になります。この図の下段になりますが、学校内の回線本数は、学校の形態や規模によって異なっており、小中一貫校及び児童生徒数が多い学校のAグループは2回線、それ以外の学校のBグループは1回線となっています。また、学校内のネットワークは、文部科学省の「校内LAN整備の標準仕様書」で示されている最大10Gbpsの通信が可能なカテゴリ6AのLANケーブルを敷設しています。次に、図の上段になりますが、学校間のネットワークにつきましては、各学校を動画やインターネットを同時に使用しても回線に負荷がかからないように、6つのグループに分け、データセンターで集約し、データセンターから市の専用回線でインターネットに接続する構成となっております。

次に、1人1台の学習用タブレット端末に入っていますアプリ等についてご説明いたします。資料4ページをお願いいたします。小学校、中学校それぞれの学習用タブレット端末に入っているアプリ等の一覧になっております。インターネットを通じた地図のグーグルマップや、共有しながら付箋や画像を貼ることができるインターネット上のホワイトボードのジャムボード、動画でスポーツやダンスの動きを学べるウゴトルなどが入っております。また、黄色で着色しておりますが、プログラミングが学べるプログラミングツールになります。そのほか、教室内でインターネットを使って双方向授業ができる学習支援ツールのロイロノートや、自動採点で児童生徒の自学自習を助けるタブレットドリルなどを導入しております。それによって、学習のさまざまな場面で活用いたしております。

最後に、市で一括して学校に導入しているデジタル教材は、教員が使用する指導者用のデジタル教科書で、小学校5、6年生の5教科と中学校の全学年の5教科になります。なお、このほかにも、学校配当予算を活用して、指導者用デジタル教科書やドリルを導入している学校もございます。今年度、文部科学省が実施する「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に参加しまして、学習者用デジタル教科書を使用している学校もございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料を出していただきましたが、そのほかにちょっといただきたい資料がありますので、資料要求をさせていただきたいと思っております。まず機器構成についてなんです。今、資料をいただいた中で、クロームブックについては、これとこれを使っている、この2種類を使っているのがわかったんですけど、3ページ目に関して、サーバーであったりとか、あと各校の何校集約というふうな形になっているんですけど、そこそこの機種構成、機器構成がわかる資料。それと、この学校間のネットワークないし、このタブレット、ICT教育に関して投下した予算、初期費用としてこのぐらいかかっている、またランニングとしてこのぐらいかかっているという、それぞれこういったカテゴリーでは、このぐらいかかりましたというやつがわかる資料。そして通信回線ですね。通信回線に関する資料、麻生情報からデータセンターから、これ麻生情報だったかと思うのですが、それからインターネットに出ていく部分、これ専用回線掛ける2となっているんですけど、これがどういった契約となっているのか。またあわせて、各学校、この5校集約というところから下に伸びている部分、ここをネット回線があると思うんですけど、そこの回線の契約はどうなっているのかに関する部分。そしてまた、その実際の使用されたデータ量がどういった形になっているのかという部分。あとあわせて、たしかこのタブレットの導入にあわせて、今回のコロナもあってたしか家庭状況調査をされたかと思っております。その家庭状況調査の調査結果。あと実際に、このICT教育でタブレットを使う中での利用状況並びにその障害状況、3月議会だったか6月議会だったか、一般質問の中でもあったかと思うんですけど、障害が発生している、つながらないという状況があるというお話がありました。障害の状況に関する資料、またあわせて、このICT教育の推進体制、研修体制、支援員、たしかICT支援員とかがおられるかと思っておりますので、そういった方々に関する資料、そういったものを資料として提出していただきたいと思っております。委員長においてお取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○学校教育課長

まず、1番の小中学校間ネットワークセンター機器の一覧、続きまして学校ネットワークハードウェアの一覧は提示できます。次のプロバイダー回線の予算と、小中学校の回線状況につきましては、データがございませんので、すみません、次回にお願いしたいと思います。あとモバイルルーターの仕様について、学校におけるインターネット環境、あと通信状況、あとICTの推進事業等の資料は提示させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:05

委員会を再開いたします。資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載していますので、ごらんください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

ICT教育についてですけれども、ICT計画について、飯塚市において、最初にこれを打ち出したのは、何によって、いつのことかお尋ねします。

○学校教育課長

2018年度、平成30年度から2022年度までの5カ年計画で提示して出させていたしております。

○川上委員

前年に、第2次教育大綱を策定しているようですが、それで間違いはないですかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

この教育大綱の中で、ICT環境整備推進計画というのが、どういう位置づけになっていたのでしょうか。

○学校教育課長

計画の位置づけですが、第2次飯塚市総合計画に基づいて制作された第2次飯塚市教育施策大綱に示す施策を具現化するために行うものとして、本市の学校教育現場における情報化の方向性を示す計画として作成しております。

○川上委員

正しくは、飯塚市教育施策の大綱ということで、第1次が2016年、2017年でしょう。これは国の教育振興基本計画に対応しているわけですね。18年度末になるんだけど、今言う、第2次がつくられていくと。これは、国の基本計画の第3期に対応していくわけですね。それで、この教育施策の大綱の中に、ICT教育というのが、どういうふうに位置づけられているのかなと思ったわけですよ。これはちょっとわからないんですね。この大綱の中で、どこに、どういう位置づけになっているのかなと思うんですけれど、わかりますか。

○学校教育課長

基本政策の7にあるのですが、7-1に「かしこく やさしく たくましい子どもの育成」の中の、確かな学力の育成がございます。その中に、ICTの活用による効果的な学習の推進ということで、ICTを活用した新たな学びの研究・実践を推進するよう述べております。

○川上委員

それに基づいてということだと思いますけれども、これがつくられるわけですね。1年後、

飯塚市学校ICT環境整備推進計画。この推進計画は5カ年計画になっていますけれど、どういう狙いで、5カ年かけてやろうということだったのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長

本市におきましても、国の整備方針等に沿って本市で取り組むべき方向性を示す必要があると判断いたしましたので、現在進行中の取り組みを含み、平成30年度から、それから5カ年、2022年の5カ年計画で計画を立てて位置づけていております。

○川上委員

これによると、平成26年度までの整備状況、2014年ですよ。6ページですよ。これを踏まえて、平成27年から28年、ステップ1、こういう場合はワンと言うでしょうか。そしてステップ2として、平成29年度から31年、2019年度まで。ステップ3ときておるわけですよ。これ見ると、ステップ1では、実証研究校への先行導入、小中学校4校となっております。そしてその次に、2カ年の実証研究校の成果をもとに、ステップ2で市内全小中学校に順次導入となっております。どうして実証研究校というのを設定したのか、ステップ1で。ステップ2で初めて市内全小中学校を対象にするけれども、順次導入としたのか。どういう観点で、そういうふうに段階を踏もうとしておったのか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長

2018年度から5カ年ということで、まずは実証研究校、国の事業にあわせて少数校から徐々にふやしていくという形で、まずこの小学校と中学校1校という形で進めてまいりました。その結果を踏まえ、随時、学校をふやしていく。一気にふやすにしても予算等もございますので、徐々にふやしていったという形になります。

○川上委員

そうなんですか。ステップ1で実証研究をしますと書いているんですよ。ステップ2で、市内全小中学校を対象にするけれども、順次と書いているわけです。これがなぜかと今、聞いたんだけど、経過は同じように言われて、最後に予算の都合もあるからと。そうすると、答弁としては予算の都合しか残らないと思われるんだけど、予算の都合で、こういうステップ1、ステップ2ということにしたんですか。

○学校教育課長

すみません、予算の件に関しましては、私の間違いでございますので、ちょっと撤回させていただきます。

○川上委員

だから、予算の都合だけではないわけでしょう。まあ、予算の都合もありましょう。要するに国の政策なんでしょう。その分、実証研究の整備の予算を出すわけだから。その次からは、ステップ2以降は順次、予算というのは補助金ということでしょうけれど、出しましょうということ、国の政策でもあるわけですよ。しかし、飯塚市としては、それが先なんですかね。それとも教育環境の整備ですから一気にやったほうが良いという判断、あるいはこのように実証研究をして、さまざまなすばらしいところとかさまざまな困ったことが起こると思うんだけど、研究してよいところを伸ばしながら、悪いところが出ないように手当てもしながら、一歩ずつ進めていくという、5カ年かけて、そういうことだったと思われるけど、その教育的な考え方としては、私が今、ざくっと言ったぐらいではしょうがないので、教育という大事なことの関係でいえば、もう少しこういった教育上の効果とか、困ったことが起こらないようにということで、そういう段階を踏んだという視点から言うと、何かわかることはないですか。

○学校教育課長

飯塚市のICT環境整備に係る推進体制としまして、教育指導におけるICTの推進や、ICT活用の指導力の向上、または教員の支援体制、また学校におけるICT環境のあり方等、あとモラル等も含めまして、随時、計画的に進めていく上で、徐々にという形で進めるような

形になりました。

○川上委員

質問には答えていただけていないという感じなんですよ。もう計画的にやったというのは、その計画的にやるという計画を立てたことは、もうはっきりしているわけですから。これは飯塚市だけではなくて、国のレベルから計画的にいきましょうということだったわけでしょう。なぜですか。大混乱が起こったら困るからでしょう。一気に、1年とか2年とかでやってしまったら混乱が生じたら困るからではないんですか。子どもたちの世界に。また教師の世界に。またその他の分野で、劇的な変化だと困ることが起きたときに対応ができないからではないんですか。違うんですか。

○学校教育課長

議員のおっしゃるところでございます。

○川上委員

おっしゃるとおりと言うけど、私は思っただけやからですね。これはあなた方が、教育施策をつかさどってやってきているわけだから、何かあるはずなんですよ。どこかになんか書いていて、そうなっているはずなんですよ。なぜこれを言うかという、質問の展開はもう見えたと思いますけれど、現状はそうならないからですよ。劇的な変化をしたわけでしょう。だから心配なことが、こういったこと、こういったこと、こういったことで心配なことが起こらないか、そういう目でものを見て、今のICT教育をどうすると。想定外のことを、この1年間でやってしまったわけでしょう。だから、どこが気をつけないといけない点と考えるかというところが大事で、そのためには実証研究から、ステップ2、そしてステップ3と入っていく考え方を、なぜ当初持ったのかというのをはっきりしておかないと、これから先気をつけなければならないポイントが見えてこないですよ。何かが生じた後に「ああ」というようなことになってくるのではないかと心配しているわけですよ。だから、議会サイドで言えば、全国各地の6月議会で、ICT教育について、やっぱり質問が出ていますよ、いろんな角度で。子どもたちの学びと心と健康、同じように教師の側のそれについて、たくさん質問が出て、そうですねというふうな答弁が多いですよ。大丈夫だとかいう答弁は見たところ少ない。それで、今の段階で、子どもたちの学びと心の問題と健康の問題で、どのようなプラスの面とマイナスの面が生じておるか、よく検討する必要があると思うんですけれど、それを、これから8月と、あと11月になるのかな、その次もあると思いますけれど。まあ、その次もあると思うんですけれど、お尋ねしていったらどうかというふうに思っています。現実にICT教育は進められていっているわけですから、そこで困ったことが起きるのを未然に防ぐ、よいことを伸ばしていくというような現実との競争の中での議会の調査ということになると思います。

それで、教員のことを少し言いましょうね。教員で言うと、このICT環境整備計画が策定されるのが、2019年3月ですよ。それと今さっき子どものこともちょっと言いましたけれど、教師の側について言えば、2019年12月に学校における働き方改革が出されたでしょう。これはどういう経過で出されたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:27

再 開 15:34

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

どうも、すみません。学校における働き方改革につきましては、平成28年度に教員勤務実態調査が行われまして、その段階で、大変多くの勤務の状況がわかりました。このため、文科省としましても、これまでの教師の働き方の見直し、また授業を磨くとともに、その人間性や

創造性を高めさせていく、子どもたちに対して、もっと教育活動を行うことができるようになるために、この働き方改革というのが始まったというふうになっております。

○川上委員

残業もすごいけれど、残業に入らない残業というか、昔からですと言われればそれまでかもしれないけれど、それとは質の違う異次元の長時間の過密的な仕事状態になっていて、やっぱり先生たちが病気になったり、長続きしない。あるいは荒れた教室で、教師のほうキレるとか、いろんな事案が発生もした中で、人間らしく働くことができる状況をつくっていかうというのが、大きな一つではないのですか。それが子どもたちに対し、よりよい教育をしていく条件にもなるよと。とにかく教師を守らなければ、子どもを守れませんということではなかったかと思うんですよ。そういう状況がもともとあるのに、ICTの国際的な遅れということが叫ばれる中で急がなければならないと。しかし急いだらどうということが生じるかわからないという、先ほど言ったような中で、この働き方改革の中でも、ICT推進という流れの中で、サポートする人をきちんと確保しようとか書いているわけでしょう。そうした中できたにもかかわらず、一気に、先ほど冒頭に紹介があったような機器の展開とか、その活用とかいう状況になっていて、これはなぜこの5カ年計画でやっていたのを、一気に改めて、変えて、劇的な変化をさせることになったんですかね。

○学校教育課長

文部科学省では、2018年におきましては、3クラスに1クラス分の学習者用コンピューターの整備ということで、3人に1人のパソコンの導入としておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大におきまして、今まで起こり得なかった学校を閉じるということが起きまして、学びを止めないで学校生活を過ごすためにはということで、長期にわたるこの一斉休校が起きないようにするために、令和元年度から2年度にかけて、2年間で整えていくという形を進めてまいりました。

○川上委員

令和元年度から2年度と言われましたか。

○学校教育課長

はい、令和元年度から2年度と説明しました。

○川上委員

それがコロナ対策だと言うわけですか。

○学校教育課長

GIGAスクール構想の前倒しにおきまして、コロナ対策も含めまして令和2年度までにそろえるという形で説明をさせていただきました。

○川上委員

前の首相の安倍晋三氏が、片峯市長もびっくりさせた、学校休校全国一斉を言ったのは、令和2年3月末ですから、2年度末なんですよ。元年の、クルーズ船の中で、コロナが発生して、というのは2年度の話でしょう。だから、元年からということになってくると、コロナ対策ということにならないでしょう、GIGAスクールの前倒しというのは。第一義的には、別の要因があるわけでしょう。それを第一義的な目的でやっている過程でコロナが発生して、政策が妥当かどうかは別として、あなた方の説明では、コロナ対策が拍車をかけたという関係ではないんですか。コロナ対策のためにというのは、ちょっと違うように思うけれど。時系列的に考えた場合、違いますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 44

再 開 15 : 45

委員会を再開いたします。

○川上委員

年度というところの問題だということがわかりましたけれど、しかし、前倒しはコロナが主目的なんですか。GIGAスクールの前倒しというのは。

○学校教育課長

議員のおっしゃるとおりになります。

○川上委員

私の反問の質問やからね。そうではないのではないですかという趣旨の質問なので、議員のおっしゃるとおりですと言われたら、では違うんだなど。複雑な質問をしたわけよね。だから、もう一度言いますね。前倒しというのは、コロナがメインの理由だったんですか。むしろ別の理由を先に文部科学省のほうでは出しておいて、その過程でコロナも発生して、流行が発生して、それにも役立つよねという形になったのではないかということ、さっきからお尋ねしているんですけど、そういうことではないのですか。

○学校教育課長

Society 5.0の実現に向けた対策として、1人1台端末ということも出ておったときに、同時期に、コロナウイルスの件もありまして、その件の2つをあわせて、早まって1人1台が始まりました。

○川上委員

1人1台、一斉にと出そうとしていたときに、コロナということは、GIGAスクールの前倒しというのは、動機的には国の動機としては、コロナによらない先行的な動機があったということなんですよ。今の答弁でも出たと思うんですけど。しかし、いずれにしても、段階を踏んでという言い方がどうかわかりませんが、先ほど言ったように慎重と言ってもいい、ステップ1・2・3、それを国のほうは一気に、劇的に1人1台というふうに考えた。そのときにコロナもきたということで、今日の事態になっているわけだと思うけれど、こういう理解でいいですかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そしたら2つの問題があって、1つは、この劇的な変化が、先ほど言った子どもと教師の教育にどういうプラスがあったのか、マイナスがあったのかという、あるいは今後気をつけなければならないことがあるのかということと、もう一つ、コロナ対策になっているんですかというのがあるわけですよ。これを今後、聞いていきたいと思います。

それできょうは、子どものことについてお尋ねしたいと思うんですよ。それで今1人1台、これはタブレットと言うけれど、こういうタブレットではなくてパソコンなんですよ、これを見ると。タブレット、パソコンなんですよ。

○学校教育課長

タブレットと言いますと、キーボードもないものになりますが、今回買ったクロームブックに関しましては、折り曲げるとタブレットとしても扱えますし、パソコンとしても使えるという形になっております。だから、1人1台端末という形で、こちらのほうでは呼ばせていただいております。

○川上委員

児童生徒というか、子どもたちは、これをどういうふうに取り扱っているんですか。教科書と同じように授業で使って、家に持って帰る。壊さないところに置いておくとか、また学校に来るときに持って来るとか、何かどういうふうに使っているか、ちょっと教えてください。

○学校教育課長

使い方としては、今現在、持ち帰りの練習もさせておりますので、また夏季休業、夏休みに入っておりますので、持ち帰って学習ドリルを行ったり、学校に持って来るときは、ふだんの授業の中で、協働学習とかで自分の意見を述べるものとして、ふだんの授業でも使わせていただいております。持ち帰る方法としましては、かばんの中に入れて持って帰る、ふだんのとおりですが、形でさせていただいておりますし、充電器、充電コード等ありますので、それは各学校によって購入されて、家庭で充電をしていると。8時間以上持ちますので、学校で充電をしておけば、家に持って帰っても使う時間帯は電源が切れるということはありませんので、その辺は心配なく進めております。

○川上委員

そうすると、今、夏季休業中なので、このタブレットは子どもたちがみんな自宅に持って帰っておるとい状態ですか。

○学校教育課長

現在、学校によっては、出校日以降に持って帰るところもあると聞いておりますが、ほとんどの学校は、現在、家庭のほうに持ち帰って学習または自由研究等に使うように学校のほうで指示を出していただいております。

○川上委員

それは学校ごとなんですか。それともクラスごとなんですか。要するに、クラス担任の先生の判断で持ち帰りとなっているのか、校長先生が、うちの学校は全員持ち帰りですよというふうになっているのか。その辺はどうなっていますか。

○学校教育課長

こちらのほうで調べまして、クラスごとではなくて、学校ごとで判断をしていただいております。

○川上委員

では長期休業中でないときは、かばんに入れて持ち帰っているとか話がありましたけれど、それは、毎日持って帰って、毎日持って来るんですか。上靴みたいな感じか、どうなっていますか。

○学校教育課長

日々の学校では、そのあたりは学校のほうでも持ち帰り週間とかを決めまして、現在のところ週に何日かとかいう形で決められて持って帰られておって、今のところ毎日というところは、まだ私のところでは話は聞いておりません。

○川上委員

コロナにかかわることを聞くんですけど、コロナで2週間とか休校措置をとらざるを得なくなってきたときは、どういう授業の形をするのか。そのときは自宅にタブレットを持って帰るでしょうから。そういうシミュレーションというか、先生のほうはマニュアルというか、あるいは、そのことについての親との、こういうふうにするんですとかいうような協議だとか、合意とかはこういうふうになっているのでしょうか。

○学校教育課長

もしもコロナで休校しなくてはいけないということで、そういうこともあるということで、ゴールデンウィーク前の段階で、一度家庭に持って帰るとい、持って帰り練習といえますか、高価なものですので、そのような活動を進めてまいりました。その後、5月の中旬ぐらいには、持ち帰り週間ということで、そのときには、家庭にWi-Fi環境がない家庭にもルーターを持たせて、家で実際にWi-Fi機能が活用できるかという形で行っております。夏休みに関しましても、保護者向けにマニュアルといえますか、ICT活用の手引きというものを家庭用に連絡をいたしまして、タブレット端末の学習方法とかルールとか、健康面についてのものをお知らせとして配付させていただいております。

○川上委員

それはわかりましたけれど、教師の側が38人くらいの子どもたちを相手に、自宅におるんですよ、その子たちと授業をする練習というか、そういうようなことは、どうなっているのですか。

○学校教育課長

このパソコンの中には、グーグルのクラスルームがございますので、その中で子どもたちに資料をその中で提示をしたりとか、連絡をとったりとかする機能がついております。それを実際に、学校があっている通常の日々の中で、練習で使っているクラスまたは学校等があるということを知っております。それが全てまだ行っているかということ、そこまではまだ進んでおりません。

○川上委員

小学校1年生と6年生あるいは9年生で、またちょっと違うかもしれませんが、授業を、例えば2週間休校をしたとしましょう。1週間でもいいんですけど、まあ2週間でしょうね。そうすると、小学校1年生の子どもたち、25、6人でもいいですし、その子たちの授業はどうするんですかね。1年生は午前中とかになるかもしれませんが。例えば6年生がいいね。6年生、5時間でしょう。そしたら、全部タブレットを見させることになるんですか。1時間目、2時間目、3時間目、4時間目、5時間目。先生がタブレットで、ずっと子どもたちに授業するの。子どもたちは、小学校6年生の子は、ずっとその間タブレットで見ながら授業を受けるわけですか。

○学校教育課長

文科省のほうはコロナがその後、どのような形で拡大するかわかりませんが、今現在のところでは、学校を閉じる、学びをとめるということはないようにということで進められておりますが、もし、そのようなことになれば、昨年度2カ月の休みがありました。あのような形で、こちら側からもデータで資料もできるといいますし、実際に自宅のほうに紙ベースの教材を配付したりと、昨年度やった方法も取り入れながらやっていく方法を考えたいと思います。

○川上委員

今のお話は、コロナ対策にタブレットをというふうな面もあったと言うんだけど、実際はタブレットだけで、何というか、リモート学習というか、教室、学校で学ぶのをカバーできるということではなくて、しかも、その準備はまだされていないということなんですかね。

○学校教育課長

昨年度の緊急事態宣言におきまして、実際にパソコンを使っただけの授業とかを行う学校もございましたが、まだそのあたりは全て行われておりません。昨年度、GIGAスクールサポートスタッフという方が3月までおられたときには、さまざま、そのようなやり方、授業のやり方の方法を、学校の先生方にユーチューブ形式でアップして、それを見ていただくような形を、昨年度末に行ってきましたので、そのような活動も進めながら、もし学校が休校になったときには、対応できるような形を今後とっていきたいと思います。

○川上委員

何というか、安倍前首相がやったみたいな科学性も何もない、政治的判断ですと、全国に押しつけるような、そういう休校というのはちょっとあり得ないし、許されないと思うけれど、現実に休校になるときがある可能性があるわけですよ。デルタ型とか、もっと変異するかもしれないし。そうしたときの、本当の意味でのコロナ対策というのは、そこで第1番目に考えないといけないのは、まず安全でしょう。心でしょう。そして学びだと思っただけですよ。だけど、学びはなかなか学習指導要領との関係で、1時間でも2時間でも惜しいというのはあるかもしれないけれど、取り戻すことができるのではないですか、別の形ででも。でも安全と心は取り戻せないからですね。だからタブレットでコロナ対策、子どもたちの学びの保障とか、まし

て今言った心とか安全とかはないわけで、補助的にはということは考えられるけれども、そのときに補助的な使い方というのは、よく考えたほうがいいのではないかなど。大体、大人でも、もうリモートワークをし始めて長いでしょう。もう何か病気になりそうというか、体の変調もあるし心の変調が報告され始めたでしょう。子どもは2週間ですから、子どもと大人と、また違うからですね。何かそういった心配があります。だから副次的に、コロナ対策になりますよということで劇的な変化を要求されたわけだから、これにきちんとした対応を考えておく必要があるのではないかと。もう一方の側、学校でコロナ対策とかではなくて、ICT教育という点でいうと、この間で、まだたくさんということは実証例がないと思うけれど、こういったメリットがありましたというように、世間というか、飯塚市教育委員会として、こういうメリットがありましたというように言えるものが何か出ていますか。

○学校教育課長

飯塚市も、やっと始まったばかりですので、今すぐ成果というものはまだ見えません。今後、今からいろいろやっていく中で生まれましたら、また報告をさせていただきたいと思います。

○川上委員

何かそういう1年たってとか、1学期が終わって、2学期が終わってというくくりのときに、まとめをするような予定は何かありますか。

○学校教育課長

先ほど、資料で提示させていただきましたが、ICT推進事業の中に、ICT推進校3校ございまして、またそこでグループ分けをして、今後研修も進めてまいりますので、そのような形で、各自提案を出していただきたいと思いますと考えています。

○川上委員

私は、それを要求したわけではないんですよね。あなた方がする考えがあるかということを知りたいけど、あるということのようなんですけれど、働き方改革にかかわっていくけれど、新学力観にもかかわるんだけど、現場の教師がクラスをきちんと運営できる、学力だけではないですよ、そういう現場主義というか、クラスの先生を尊重した学級運営ができるようなことが一貫して侵され続けて、ちょっと待ってくださいよということが問われているときに、これなんですよ。だから次々に成果報告というようなことが、また要求されてくると、働き方改革と全く逆行するような、家でしっかり残業して、もうへとへとになって子どもたちの前にあらわれてくるようでは困るじゃないですか。本末転倒だと思うんですよ。しかし、ともすれば国がこういう劇的な変化を要求して、そうなったときには、過度な負担が子どもたちと同時に、先生たちにもくるのではないかと。だから、ちょっと慌てないで仕事をするようにしたらどうかなというふうに思います。

それで、私としては夏休みから2学期が始まった時期の11月ごろに、もう一度、丁寧に聞くときがくると思うので、私もちょっと独自に調査もして、角度を決めて、もう少しお尋ねして、これは対決案件ではないと思うので、子どもたちと先生たち、学校にとってよいものができるように、やりとりしたいなというふうに思いますので、教育長、何か、それは困るとかありますか。

○武井教育長

今、質問委員のほうからいろいろご意見をいただきましたけれど、GIGAスクール構想前倒しで1人1台の端末が実現をしております。校内ネットワーク等いろいろ課題もございまして、子どもたちの大変関心は高く、国が言っていたように、文房具のように、アイテムやツールとしてパソコンを使って、学校で効果的な学習指導、どういった場面で使うかというのは学校教育課のほうも、既にスタンダードな例というのを提示しておりますので、できたら、そういうのがまた集積すれば、ご紹介をさせていただけるだろうと思っております。また働き方改革についても、ぜひ、このGIGAスクール構想と働き方改革は一体的に進むよう、私ど

ももそれを願っておりますので、間違っても、先生方のご負担がふえるというようなGIGAスクール構想の実現にはならないようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料ありがとうございました。障害の状況についても資料を出していただきました。この状況に関しては、今すぐにでも解決すべきものだと思います。要は、さっきツールのようというお話がありましたよね。本当にツールのはずなんですよ。道具を使おうと思ったら、その道具が使えないとなると授業が成り立たないんですよ。それに関しては早急に改善すべきだと思っておりますが、それについては、きちんと対応していただいていると考えてよろしいですか。

○学校教育課長

この通信状況がよかった場合、また悪かった場合の状況につきまして、現在も調査中でございます。次回の委員会におきまして、そのあたりが説明できたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○江口委員

状況の説明もなただけれど、その解決を、ぜひ、やっていただきたいと思っています。あと、もう1点だけ、現実に各ご家庭の保護者の方々にとってみれば、何か新しいものを持って帰ってきていると言ったものの、先ほどGIGAスクール通信とか、あと活用の手引きという話があったんだけど、いま一つわかってないのかもしれないと思うんです。片一方で、これが実際に先ほど、川上委員が言ったように、休校になったときにちゃんと使えるのかという接続テストも必要だと思うんだけど、そこについてもなされていないのではないかと思います。ちょっと、その接続テスト、休校になりました、そのときにちゃんと使えるのかということに関してはやっておられるんですかね。状況はどうですか。

○学校教育課長

6月14日から18日の間に、持ち帰り週間というのを行いまして、実際に家庭でのWi-Fi環境、またはそのルーターを持ち帰りの家庭につきまして調査をいたしました。その結果、接続できている、またできていない家庭もありますので、その家庭に関しましてはモバイルルーターの貸し出し等を、新たにしております。

○江口委員

資料の中で家庭状況調査、かなりの高い確率で整備されているというのを見て、こんなにあるんだと思ったんだけど、確かにうちの子どもも持って帰ってきました。やったのは、つながるかどうかのチェックと、簡単なアンケートを答えるということだけなんですよ。ところが、実際に休校になって授業をしようと思ったら全く違うわけなんですよ。問題は、クラス単位で通信が成り立つのかどうか問題なんですよ。そしたら、その接続テストをしなくてはいけません。でも今の話だと、その接続テストはやっておられないわけでしょう。一つ提案ではあるんだけど、特に夏休みの時期なんです。どこかの時間で、その部分でこういった形で、端末というか、タブレットに関しては、授業でこうやって使っていくんですが、コロナで休校になったらこうやった形で使いながら学びの保障をしていくんだというのを、それこそクラス単位であるとか、学年単位で接続テストをして、例えばズームだったら100人までだったら無償でいけますよね。その中で、ある意味、オンラインでのクラス懇談会とか学年懇談会をやったら、通信がきちんといけるんだね。それとも例えば、これ落ちちゃうねとかがわかると思うんですよ。やっぱり、そういったことを確認しておかないと、実際に休校になりました。そのときに、さあこれで使おうと思ったら、あら全く使えないとなったら、目も蓋も当てられな

いので、ぜひそういったものを考えていただきながら、その中で、保護者のほうにも安心感を与えながら、そしてなおかつ、片一方では通信環境の確認をやっていただきたい。これは一つの提案ですので、こういった形でなくても結構です。どちらにしても接続テストは早期にやっていただいて、しかるべきだと思っていますので、その点、お願いしておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。